

(第一類 第一号)

第三十九回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第十一号

昭和三十六年十月二十六日(木曜日) 午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 中島 茂壽君
理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君
理事草野一郎平君 理事堀内 一雄君
理事飛鳥田一雄君 理事石橋 政嗣君
理事石山 權作君

内海 安吉君 小笠 公韶君
小澤佐重喜君 大森 玉木君
高橋 等君 辻 寛一君
八田 貞義君 藤原 節夫君
保科善四郎君 緒方 孝男君
田口 誠治君 山内 廣君
横山 利秋君 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君
出席政府委員 野木 新一君
法制局參事官 (第二部長) 岡崎 英城君
行政管理政務次官 山口 西君

總理府事務官 (行政管理局長) 原田 正君
總理府事務官 (行政管理局長) 河野 勝彦君
總理府事務官 (行政管理局長) 井原 敏之君
總理府事務官 (行政管理局長) 安倍 三郎君

總理府事務官 (行政管理局長) 河野 勝彦君
總理府事務官 (行政管理局長) 井原 敏之君
總理府事務官 (行政管理局長) 安倍 三郎君

十月二十六日

委員加藤常太郎君及び柳田秀一君辭任につき、その補欠として小沢辰男君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

委員横山利秋君辭任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十五日

農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出第一〇九号)(参議院送付)

同日 国際会議場を箱根に建設の請願(森島守人君紹介)(第九三二号)

同日 (野田武夫君紹介)(第九三三三号)

同日 (片山哲君紹介)(第九三四号)

同日 (小泉純也君紹介)(第九八五五号)

同日 (小島徹三君紹介)(第九三六六号)

同日 (早稲田柳右エ門君紹介)(第九三七七号)

同日 (有田喜一君紹介)(第一〇四七号)

同日 (中野四郎君紹介)(第一一〇七号)

同日 (小島徹三君紹介)(第一一九九号)

同日 (畑和君紹介)(第一二〇〇号)

同日 (濱田正信君紹介)(第一二〇一〇号)

同日 (森本靖君紹介)(第一二〇二二号)

同日 (傷病恩給の是正に關する請願(加藤常太郎君紹介)(第九三八号)

同日 (永山忠則君紹介)(第一一〇八号)

同日 (解放農地補償に關する請願外十件(簡牛九夫君紹介)(第九七四号)

同日 (小島徹三君紹介)(第九七五号)

同日 (小平久雄君紹介)(第九七六号)

同日 (同外二件(笹本一雄君紹介)(第九七七号)

同日 (同外九件(正力松太郎君紹介)(第九七八号)

同日 (同外二十五件(關谷勝利君紹介)(第九七九号)

同日 (同外十六件(内田常雄君紹介)(第一〇二〇号)

同日 (同外四十四件(江崎真澄君紹介)(第一〇二二二号)

同日 (同外四十九件(金丸信君紹介)(第一〇二二二号)

同日 (同外八十件(笹本一雄君紹介)(第一〇二三三号)

同日 (同外百四十三件(佐伯宗義君紹介)(第一〇二四四号)

同日 (同(藤田弘作君紹介)(第一〇二五五号)

同日 (同外四件(白井莊二君紹介)(第一〇二六六号)

同日 (同外四十九件(田邊國男君紹介)(第一〇二七七号)

同日 (同外五十七件(藤原節夫君紹介)(第一〇二八八号)

同日 (同外二十三件(堀内一雄君紹介)(第一〇二九九号)

同日 (同外二件(廣瀬正雄君紹介)(第一〇八四四号)

同日 (同外四件(荒木萬壽夫君紹介)(第一一五二二号)

同日 (同(伊藤巖君紹介)(第一一五三三号)

同日 (同外十四件(江崎真澄君紹介)(第一一五四四号)

同日 (同外百三十五件(大久保武雄君紹介)(第一一五五五号)

同日 (同(大竹作摩君紹介)(第一一五六六号)

同日 (同外一件(大野市郎君紹介)(第一一五七七号)

同日 (同外六件(北澤直吉君紹介)(第一一五八八号)

同日 (同(久保田円次君紹介)(第一一九九号)

同日 (同外十二件(載内修治君紹介)(第一一六〇〇号)

同日 (同(田中彰治君紹介)(第一一六一一六号)

同日 (同外四件(中曾根康弘君紹介)(第一一六二二二号)

同日 (同外三件(西村直己君紹介)(第一一六三三三号)

同日 (同(福家俊一君紹介)(第一一六四四四号)

同日 (同(福田越夫君紹介)(第一一六五五五号)

同日 (同外一件(福田篤泰君紹介)(第一一六六六六号)

同日 (同外八百十件(館林三喜男君紹介)(第一一六七七七号)

同日 (同外六件(相川勝六君紹介)(第一二五〇〇号)

同日 (同外三百六十七件(小澤太郎君紹介)(第一二五一一一七号)

同日 (同外一件(神田博君紹介)(第一二五二二二二号)

同日 (同外一件(簡牛九夫君紹介)(第一二五三三三三号)

同日 (同外四百四十七件(壽原正一君紹介)(第一二五四四四四号)

同日 (同外二百二十八件(南條徳男君紹介)(第一二五五五五五号)

同日 (同外三件(西村英一君紹介)(第一二五六六六六号)

同日 (連合軍により破壊された特殊用途機械の損失補償に關する請願(中村幸

八君紹介) (第九八六号)
復員失業者の恩給請求に関する請願
(保利茂君紹介) (第一〇〇九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

臨時行政調査会設置法案(内閣提出
第四号)

○中島委員長 これより会議を開きま
す。

臨時行政調査会設置法案を議題と
し、昨日に引き続き審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。横山利秋君。

○横山委員 私が本日伺います点は少
し具体的問題に立入って、それに
関連して大臣の所信をお伺いをいた
したいのであります。私は委員ではご
ざいませんでしたから、あるいはくつ
を隔てて足をかくような感があるかも
しれません、よそ目に見まして何か
そういう感じが、この法案を提出され
る政府のお気持ちに伺われてならない
であります。それと申しますのは、臨
時行政調査会なるものを設置すれば、
根本的ないしは具体的に大へんうまく
できるというような錯覚が先行し過ぎ
ておるのではないかと、現行のもとにお
きましては行政府が、また与党である
責任においてなさろうとするならば、
われわれの賛成を得られるものがたく
さんあるのではないかと、われわれと意
見を異にする問題は多いけれども、わ
れわれも賛成ができ、しかも国民の非
常に渴望することが多々あるのではな
いか。そういう点を行政を必ずやる責

任者として考えないで、何か今までの
失敗を繰り返さないために、こういう
形を作れば大へん今までのミスが防ぎ
得られるという錯覚があるのではない
か。なすべきことをなさずしてここに
逃避をするのではないかと、こういう感
じが争えないのであります。

たとえば一例を申し上げます。私の
手元には昭和三十一年から三十六年度
までの行政監察年報に現われた行政監
察報告を入手いたしました。いろいろ
こまかい点ではございますけれども、
具体的な点を拾ってみました。いろい
ろな問題がございますけれども、その
中で一、二の例を拾ってみますと、た
とえば明治二十九年法律七十一号で河
川法が定められておる。その河川法に
ついての慣行水利権が現状に適合せず、
検討の必要があると指摘されておる。
こういうことがもうどこでも問題が起
こつておるにいかかわらず、あなたの方
で指摘をされておるにいかかわらず、何ら
ことなのだらうか。あるいは日本育英
会法、昭和十九年法律三十号という古
いものがある。これについて関係機関
の役割及び相互関係の不明確、制度上
の不備を行政監察報告で指摘されてお
る。一体これはどうなつておるのか。清
掃法が昭和二十九年七十二号で制定を
されておるけれども、屎尿の海洋投棄
についての制限が実情に合わなくなつ
たことを指摘しておる。まさにその点
なんかは、海洋の沿岸において海水浴
しておると、くそが目の前にふかふか
しておるといふことは、海水浴に行つ
ている人がみな指摘しておる通りであ
る。国庫補助の対象及び率について改
善の必要があるとあなたの方で指摘し

ておる。まことに同感であるけれども、
指摘しておきながらほうほうっておくとは
一体どういうことであるか。移民保護
法、明治二十九年法律七十号という古
くさい法律がある。そのために海外移
住振興株式会社法というものが昭和三十
一年にある。この二つについて、国及び都
道府県の事業内容の不明確、民間団体
に対する国の監督権の不備が指摘され
ておる。まことに同感であるけれども、
これも指摘しつばなしである。農業災
害補償法、昭和二十二年法律百八十五
号というのがある。ところがこの法律
及び施行令の規定の中に、農業共済事
業保険の実行方式とその対応関係が不
明確だと指摘しておる。指摘しておき
ながらこれはほうほうらつておる。二
航空法について、昭和二十七年法二百
三十一号、これは大へん事故があつて
大問題になったこともあり、運輸管理
者についての一人当り業務量の明示の
必要があると、あの事故に関連してあ
なたの方で指摘しておる。しかしこれ
またほうほうらつておる。放送
法、昭和二十五年法律百三十二号があ
る。日本放送協会に関する規定のみが
多くて、民間放送に関するものはほんの
数カ条であつて、NHKと民間放送の
関係分担について規定の要があると指
摘しておる。これも一体指摘しつばなし
なのか。電波法については、昭和二十
五年法百三十一号で放送に関する免許
監督について、電波の物理的規制にの
み重点が置かれ、放送事業の社会的機
能に対する配慮十分ならずと指摘して
ある。

これはこの三十一年から三十六年ま
で、あなたの方の指摘しておることな
んです。一体行政管理局というの、
指摘するのが仕事であつて、改善をす
る仕事はおれのところの所管でない
とおしやるのか。一体なぜこれができ
ないのか。現行法で行政管理局が指摘
をして、あなたのお仕事であれば、指
摘しつばなしでなくて、改善をなすべ
き責任があなたにある。これが現行法
でどうしてできないか。そういうなす
べきことを全然指摘しておいて改
善しない、臨時行政調査会を設置を
されたならば何でもできるというよう
な錯覚を与えようとしておるのは、何
か逃避手段ではないか。現行法でな
これを改善しないのか。行政管理局の
あるべき姿というものについて、もう
これはできることをしないでよくとい
うことについては、私は非常に不満を
感ずるのであります。これが第一の私
の質問の要旨であります。

「委員長退席、草野委員長代理着
席」
○川島国務大臣 行政機構並びにその
運営については、個々の問題については
常時問題を取り上げて、行政管理局
庁におきまして監査をいたしまして、
その結果に基づいてそれぞれの主管官
庁に対しまして警告をいたしまして、
その処置について回答を求めておりま
す。その回答がなお不十分の場合には、
六カ月以内に再び当該官庁に向かっ
て注意、警告を発するという手段を
とつて参つておるのであります。問題
によりましては、年数は忘れましてけ
れども、数回行政監察をした事例もご
ざいまして、私は数字で申し上げる資
料を持っておりませんが、従来
監察した結果相当改善されておると考
えているのです。百パーセントとは言
いませんけれども、相当改善の跡があ

るのではないかと考えておりますが、
今度臨時行政調査会を設置いたしまし
て、ここで調査してもらおうというこ
とは、そうした個々の問題よりも、行
政全体の根本の体質をどう改善した
らいいか。今日の行政機構が、複雑多岐
で、しかも制約主義で、それがために
行政の能率は低下する、国民には非常
な不便を与えている。それにどうメス
を入れて、どういうふうな新しい行政
機構の体制を作つたらいいかという根
本的な検討をしようというのでありま
して、従来参つております行政監察は依
然として続けまして、個々の問題に
ついては改善をしようにしたいと思つ
ているわけでありまして。

○横山委員 私の申し上げるのはこう
いうことなんです。このごろ基本法
ムードというものができ上がつており
ます。私も実は中小企業基本法の立案
者の一人なのであります。基本法を作
るにあつては戒心しなければならぬこ
と、またあなたのおっしゃるような意
味において基本的な問題にメスを入れ
なければならぬこと、その基本法ム
ードに戒心しなければならぬことは、そ
れを隠れみのにしてしまふことな
あります。当面なすべき一番大事な中
小企業問題を、当面幾らでもできる現
実の問題を、そこへ逃避するといふこ
とであります。従いまして私もは常
に、政府に施策の根本問題を究明せよ
と迫りますけれども、それは今なすべ
き任務をやり、今なすべき責任を決し
て怠つてはならぬといふことは、理の
当然のことなんです。あなたは、今私
が指摘をしました八項目、これは一例
でございますけれども、この八項目に
ついて盛んに勧告をしたとおしや

る。回答で不満なものはまたさらにやっただと申しやる。けれども少なくともこの八項目は、指摘されたことに對して改善されておらないことばかりを私はあげておる。従いまして、なすべき当面的ことを十分に成し得る機能と、あなたとしての政治責任を持ちながら、それがまだ十分なされないにかかわらず、こういう基本法ムードといえますか、いや根本的にやらなければならぬというふうに逃げられるのは、いかがなものかとおもいます。

もう一つ角度を変えてお伺いをいたします。三年くらい前でございますが、私は内閣総理大臣に質問主意書を送りまして、港灣行政の近代化、合理化について伺ったことがありますが、それにつきまして私は某大臣から承りましたが閣議でまことにこともと、これはまさに天の声、地の声、人の声であるというように意味で、運輸大臣及び大蔵大臣が大蔵委員会に列席をされて、まことに誠心こもる御答弁を承ったのであります。ところが自來三年になりまして、一向改善されない。ようやく緒につき始めたのは合同庁舎の問題であります。私は何も合同庁舎がいかにぬというわけではない。しかしながら、この港灣行政は非常に複雑多岐にわたって、各省の官庁が全部港になわ張りを持って、輸出入をいたします手続については、一つの品物を輸出いたしますために、数十通の書類が要る。しかもその品質、形状、寸法は全部各省によつて違ふ。そうしてもう大へんな労力がそこに必要だ。港灣業者はもとより、港灣の關係者はあらゆる人々が数年にわたってこれを言っている。けれどもこ

れが一向にできない。なぜできないかといえ、申すまでもありませんが官庁のなわ張りでありまして、官庁の中には大臣も入っております。大臣自身が、自分一個の運輸省なら運輸省、大蔵省なら大蔵省、厚生省なら厚生省の自分の職務にとどまると、一向譲歩の余地がない。大局的な立場から、そういう自分たちの内部で克服できないことを、こういう臨時行政調査会なるものを作つて、人に言つてもらつて、あそこで言つたのだからまあお前もかんべんしろよ、お前も納得しろよというように、お前も官僚、官庁、大臣、政治家も含む行政機構の中でやるといふことは卑怯ではないか、私はそう思うのであります。この港灣行政の問題についてはあなたはどうお考えになりますか。これもやはり行政管理局が指摘をされておられる問題なのであります。

○川島國務大臣 港灣行政の一例であります。従来行政監察の結果、勸告した点を実行されないものが多々ある。根本的には大きな原因があるのではないか。言いかえすならば、あなたが御指摘になつた官庁の割拠主義というものがそれをばんでおるのでないかということ、ひとしく世間も認めておるところでありまして、こういう点にメスを入れようということが今度の調査会の主たる目的であります。

これは行政管理局だけではなしに、役人だけではなしに、一つ広く各方面の人の意見を聞いて、新しい行政機構の根本方針を立てようということなのであります。従来行政調査会を設けまして、従来の何か力の足りない点をカバーするとか、あるいは今後の行政監察というものをストップさせるといふよ

うなことではないのであります。行政監察は依然として続けますが、今度の調査会ではいろいろな監察した結果を考へまして、どうしてできないのか、一体どこに原因があるのか、どういふ行政機構にしたならば勸告が受け入れられるような行政機構になるというふうなことを検討し、実現することが調査会の仕事でありまして、横山さんのおっしゃる通り、基本的調査をしよう、こういうことなのであります。

○横山委員 私の申し上げておることに対して大臣はすなおに御答弁になっていない。私が今の事例を引用しておりますのは、港灣行政の複雑多岐の状態というものはみんな知つておる。閣議においてもこれを改善しなければならぬとしまつたという。私のところに答弁書も三年前に下さつておる。そして業者はもう港灣の關係者に対しては、それぞれの大臣がお話をなさつた。それにもかかわらずそれができないのは、これは何も臨時行政調査会を作ることではなくて、一番最高のトップの責任の組織である閣議においてじっくり相談をしてやるべき段階にある。やろうと思えばできるじゃないか。大臣一人々々が所管大臣としての分野に立てこもり、官僚に引きずられて、そうして自分の所管については絶対に固執して譲らうとしないところに問題があるのじゃないか。それはあなたもおわかりのはずだと思ひます。それを説得するためにこういうものを作つて、こういう権威あるものが言つたのだからお前承知しろという手段にお使いになるのじゃないか。すぐれた政治家として閣僚の地位に繋がつてい

らっしゃるならば、どうしなければならぬかということはおわかりのほどだと思ひます。それならばあとは判断の問題、理性の問題ではないか。どうしてそれが閣議でできないかという。これを尋ねておるわけでありまして、これを作つたからと言つたつて、そこに集まつた人が別に神様、仏様のようになすべからぬ人でもあるまいに、最後の判断すべきところはここでありまして、閣議の中で議論をするならば、閣僚の官僚に引きずられた割拠主義というものがまた出てくるのか、政治的問題として聞いておるのであります。

○川島國務大臣 割拠主義を打破するために調査会を作りまして、朝野各方面の意見を聞いて、新しい行政機構の体制を立て直そう、こういうのが調査会の目的でありまして、案ができません。これは政府の責任はもとよりあります。国会並びに世論等の御支援を得てこれを発行したい、こういうのでございます。今日閣僚が割拠主義の先頭に立つて問題を解決しないじゃないかといへば、そういうこともありません。ありましようけれども、今度はそういう弊害に陥らないように、調査会の案を執行するように責任を持ってやろう、こういうことなのであります。

○横山委員 もう一步あなたの御答弁が足りないと思ひます。そういう心があるが、私には必ずしもこれに反対しておるのではない。けれども、そういう心がまえができるならば、これを作らなくとも、今でもできるではないかといふことを尋ねたいのです。何かこれを作る

ことによつて、これは権威のある人たちが作つたのだから、まあしんぼうしろやといふ説得の隠れみのにしようとしておるのは卑怯ではないか。真にそういうことが必要であると閣議でできまう、そうして閣僚も言つておるならば、なぜそれをやらないのか、それは政治家としての心がまえの問題ではないか、最高の権限である閣議として、当然なし得ることではないか、これを作らなければそれができないのか、こういうことを聞いておるのであります。

○川島國務大臣 従来勸告が実現し得なかつた理由はどこにあるかということに触れてくるのであります。それは閣僚の力が足りないとかなんとかではなしに、日本の行政機構というのがさうさせておるのであります。今日の行政機構でもって、各省割拠主義でありまして、いつまでたつても問題は解決しないのであります。それをどういふ行政体制にしようかということが問題なのであります。隠れみのでも何でもありません。行政機構の根本にメスを入れまないと、いつまでたつても各省のセクト主義というものは改善されないわけでありまして、今度の調査会の目的は、全くそこにあるわけでございます。ほかに他意はないのであります。これを作つて、今までの失敗をカバーするとか、隠れみのにするといふことではないのであります。もと根本的に日本の行政機構の体質というものを改善しようということなのであります。それによつて、そういうふうにお願ひしたいと思います。

それから港灣行政のことについては、私も前々から多少関心を持っておりました。運輸省と建設省とがなわ張り

り争いをして、なかなか解決をしないこともよく承知しております。そういうことも結局は各省の割拠主義に基づくのでありまして、これをどう妥結するかというところが今後の問題でありまして、先ほど御引例になりました官庁の建物の問題、最近建設省一本になりました、合同庁舎を作るようになりまして、また個々の庁舎でも建設省が全部これを責任を持って請け負う、こういうことになりました、これらのごときは全く割拠主義を打ち破った一つのいい材料なのでありますが、行政全般に対してそういう方式をとるのには一体どうしたらいいかということの研究調査し、しかもこれを推進しようということが、調査会の仕事なのであります。個々の問題でなしに、あくまでも行政全体の基本問題というものを研究することにあるわけでありまして、

○横山委員 どうもあなたと私には次元のズレがある。私は究極的に突き詰めて言えば、官僚を支配できるかどうか。官僚を支配できたならば、官僚の割拠主義を排して、港湾行政の合理化はできるはずだ、こう言っておる。けれどもあなたは、それは政治家の責任ではない、行政機構の責任だとおっしゃる。これは隠れみみでないとおっしゃる。そのところは私は、あなたも実は腹の中に私の言いかたもわかって言っているし、私も思っているわけでありまして、どんなものを作ろうと、最後は判断の問題で、責任を持って処理をし、多少まずいことがあるとかならうとやるという、そういう問題に尽きると私は思うのです。そうだとすれば、この調査会を作れば、基本問題、根本問題が——何か夢のようなお話でござい

ますが、根本問題ができるということについては、しきりに力説をなさるのでありますけれども、私にはその覚悟がまず前提とならなくては何にもならぬという気がしてならないのであります。これはしかし意見の分かれるところでありまして、しかしあなたはその言いたいことは十分にわかってお答えになっておられると思います。強くその点は、どういふものを作っても、大臣なりあるいは閣議で全体を見る判断と、それからそれを実行する責任性というものがなければだめだという点については、特に私は申し上げておきたいと思ひます。

その次に法制局にお伺いをいたしました、今日日本におきまして、法律及び官布告を含めて、一体どのくらいの法律があるでありませうか、御計算なされたことはございませうか。

○野木政府委員 前に、たとえば法制局と法務省と一緒になっておいた法務府時代、法令整理ということがあった際に数えてみたことがあったと思ひますが、私今正確には幾つか記憶しておりません。

○横山委員 勘でよろしい。

○野木政府委員 いや、非常にむずかしい問題でございませう……

○横山委員 それではよろしい。私はある人に聞いたら、ほんとうの勘であろうけれども、一万くらいではなからうかという話を聞いたことがございませう。これはまるつきり当てずっぽうでありますけれども、まことに何人も想像することのできな膨大な法令というものが日本に存在し、これが国民生活を規制し、あるいは発展をさせ、国の

基礎になつておるわけでありませう。しかし考えますに、これらの法律が実際問題としてどういふ利益があるであろうか、どういふ効果を果たしているのだらうかというのを考えてみますと、今おっしゃったように、前の法令の整理をしたことがあるとおっしゃるのでありますけれども、私を含んで国会議員すべてがそうでありませうけれども、とにかく国会議員なりあるいは政府の中のお役人なり、法律を作ることには一生懸命になつて、何か一つ法律を作れば非常に自分のプライドが高められる。これはだれだれが作った法案だ、これはおれの作った法案だといふ、非常に自分がいふことをした、いいことをした、そしてその効果が云々でも、まず自分がやり遂げたという誇りを持つ、そういう印象が、日本の政治家から官僚に至るまですべて私は現存しておると思ひます。それらが帰するところ、結局作ることばかり一生懸命になつて、なくすることをだれも全然努力しない。わずかに今お話があった、前にそういうことを法制局と法務省とがやつたという隠れたる小さな努力があったにせよ、これだけ作ることには一生懸命になつておる努力に比べて、なくすることに對する努力が全く皆無にひとしいということについては、私はまことに遺憾なことだと思ひるのであります。これは私の反省を含めて言うのであります。この前は海外へ旅行いたしましたし、イギリスの国情について観察する機会に恵まれました。必ずしもイギリスのあり方というものがいいと思ひませぬし、多くの欠陥は持つて

おるのでありますけれども、しかしその習慣を尊重し、法律はもろろん憲法に至るまで第三章をもつて足る、できるならば法律は作らずに置こうというような考え方については、私は、私の反省を含めて傾聴に値するものと思ひるのであります。激動する日本のごとでございますから、私も職責に應じて必要な法律を作るといふ努力を今後も継続することは当然なことでありませうけれども、他方において、まことに効果が乏しく、複雑多岐な関係になつていふ法律、あるいは旧時代的な法律については、これをもう基本的に法律をなくするといふべき必要が痛感されると思ひますが、大臣はいかにお考えになりますか。

○川島国務大臣 私はまことに御同感です。横山さんがお考えになられました臨時法令整備調査会設置法案というものは拝読いたしました。まことに卓見だと考えております。法令の整理につきましては、数年前に法制局でもつて特にそういう部局を置かしまして、幾つかの法令を整理したように考えております。実際はよく知りませんが、そういうふうには私は記憶しておるのであります。政府といつても、常に不急不要の法令といふものは整理するように心がけていくべきものと思ひますし、あるいはこういう調査会も時に置く必要があるのではないかと思ひまして、これは実はよく考えてみる必要があるのではないかと前から考えているわけでありませう。

○横山委員 例を一つあげてみたいと思ひます。昭和十八年に法律七十六号という戦時下の法律でございませうけれども、これが通過をいたしま

した。戦時下の法律ではありませんけれども、私は今振り返つてみて非常に民主的な法律だと思ひます。要するに許可、認可等の事項については、一定の期間内に官庁からその適否の通知がなければ、その認可、許可事項は申請者の要望通り認可せられ、許可せられたものとみなす、こういうのが法律の骨子になつておるのであります。これは戦時下といへども、あるいは今日の状態といへども、私は非常に適切なものと考え方だと思ひます。しかるところ、この昭和十八年の法律第七十六号は、その法律の内容においても、またその後の諸法令においても、ことごとくと言つていいほどこれは適用を排除してしまつておる。せいぜいされておるものにつかましてはまことに微々たるものにしからざる。従つて法律は生きておるけれども死んでおる、死んでおるけれども生きておるといふのが、この許可認可等臨時措置法の内容なのであります。この「行政の國民に對する奉仕の向上を図るため」といふのが、臨時行政調査会の法律の第二条の趣旨たる第一番目の問題であるとするならば、私はかくのごとき法律の根本精神を断固として実行をすべきであらう、そういうふうなこともなければ真に抜本的な改正は、國民の奉仕はできないのではないか。あなたもお考えになつておる基本問題、根本的なことは私にはよくわかりませうけれども、國民が一番根本的、基本的に考えますことは、むしろ私が例示をあげましたこういうことが國民にとつて一番基本的なことではないか。頭を、何省と何省を作るといふことはむしろ第二のごとで、真に國民に奉仕を

するならば、こういうありふれたことであつて、すべての国民が期待をする問題に実は基本的、根本的なことがあるのじゃないか、こう考へるのであります。御所見を伺いたいと思ひます。

○川島國務大臣 たいだいまの戦時中の立法が生きてゐるか生きてゐないか、私はちよつと承知しないのですが、実は鳩山内閣時代に私はやはり行政管理局長官で、その当時でありましたか、六カ月以内に許可、認可の処置をしないものは、許可、認可したもののみならずという行政指導方針をとつたことがありましたが、その後これが活用されておりました。その主たる理由は、役人がめんどうくさいからとんとん却下してしまふ。許可、認可を審査する前に、六カ月目にとんとん却下する。そしてまた出し直させる、そういうことをしよつちゅう繰り返さるるために、かえつて手数がかかつて、自然にこの方針が実行されなかつた時代がありまして、そういうところをやはり今日の役人というものの考へ方の間違ひがあるわけでありまして、なお根本から申し上げますと、現在許可、認可事項が少し多いのではないか。大衆国民の判断にまかしていいものを、一々主管官庁の許可、認可を要するということになつており、ここに弊害があります。

い、しかも認可、許可事項が非常に多い、こういうところにあるのではないかと、こういうことを想像しておられるわけですが、こういう点もぜひ整理をしいたい、こういう行政の体制をとつたらいいかというふうなことも考へておられるわけでありまして。

よつて本法の性格が全く変わつてしまつておる。たとえば物品税を例に引きます。物品税では、法律にこれこれの物品については何割というふうにきまつておる。

○川島國務大臣 今御指摘になつたやうなことがたくさんあります。そこで世間では、現在の行政機構運営というものがあるためでなく、役人のための運営をしておる、こういうことがいろいろ批判されてゐる原因でありまして、まことに不都合なことだと思ひます。根本法律を排除するやうな法律、政令等を出してゐるやうであります。

ういふ点について、政府はそのときどきの地元の要望といひますか、そういうものもつともやむを得ないといふことにはなると思ふけれども、基本的に大体どうあるべきであるか、お考へを承りたいと思ひます。

○横山委員 私の質問は、先ほど来大臣にござん願つております法令整備調査会設置法という私の考へました法案の趣旨に基づいて、一応質問をしておるのであります。今の許可認可等臨時措置法をお調べになれば生きておるのであります。なぜ死ぬかという、例外規定というものが多くて、例外が原則になつておるところの問題があるのではありません。しかしこのやうな問題は他にまことに枚挙にいとまがないのであります。たとえば昭和二十二年法律、第五十四号の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律というものは、その適用排除等に関する法律を初め、適用排除が実に多くて、基本的な独占禁止法の性格を全く骨抜きにしておる。これは精神的には、いろいろ大臣は御意見があるかもしれませんが、私は立法論として言つておるのであります。外国為替及び外国貿易管理法、昭和二十四年法律二百二十八号、これは政令との関係においてまことにまた複雑多岐で、本法の趣旨を全く例外規定及び政令において排除をしてしまふ結果を生じておる。また税法についてしかりであります。租税法主義といふのが税法の原則であります。しかし法律によつて税金がきまつておるのでなく、納税者に言わせるならば、結局基本通達であるいは政令通達に

よつて本法の性格が全く変わつてしまつておる。たとえば物品税を例に引きます。物品税では、法律にこれこれの物品については何割というふうにきまつておる。

○横山委員 次にやはり法律で話題の中心になつております点を申し上げたいと思ひます。これも私どもの反省を含めてであります。現在東北開発から九州、四国、中国等、ことごとく開発促進法ができておるのであります。二人ないのが私のおります中京地域の開発促進法だけがどうもないやうなのであります。私はそれをいばつてゐるのではなくて、地元で中京地域の開発促進法でも作つてくれぬのだからといふ声が二、三あるのを、私がどう処置すべきか、残念に思つてゐるくらいなのであります。しかし他方において、一体こういう開発促進法を中京も作るならば、全国あらゆる地域の開発促進というものが生まれてくる。特殊な問題を傾斜的に、これをどうしてもやらなければならぬといふ、問題の基本的な性格は今や皆無になつておる。本来こういうことは国の総合開発ですべきであるのかかわらず、まるきりその地域その地域の要望がそのまま法律になつて、まことにおかしなものだと私は思つておる。

○川島國務大臣 国土総合開発法がありまして、国家全体はこの法律によつてやつておるのであります。仰せの通り各地方の開発法ができております。しかしこれは大体が議員立法でありまして、政府の立法はないのではなからぬかと私は考へておるのであります。

○横山委員 繰り返しますが、私も国会議員の反省を含めてと私は言つておるのであります。私も、私が謙虚に言つておることは、政府の責任がないと言つておるわけではないのです。本来、たとえば東北地方の開発促進なり九州の開発促進が必要であるとするならば、政府が総合開発法を早く出して、政府が東北なり九州をやるべきところをやらぬから、こういう結果になると私はむしろ申し上げたいのです。この問題は、私は法律制度の観点から申し上げておるのであります。矛盾といふのはある。先ほど列挙いたしました昔の問題でなく、今の問題でもなすべき点がたくさんある。たとえば私が今担当しております中小企業関係では、中小企業団体組織法、中小企

よつて本法の性格が全く変わつてしまつておる。たとえば物品税を例に引きます。物品税では、法律にこれこれの物品については何割というふうにきまつておる。

○横山委員 次にやはり法律で話題の中心になつております点を申し上げたいと思ひます。これも私どもの反省を含めてであります。現在東北開発から九州、四国、中国等、ことごとく開発促進法ができておるのであります。二人ないのが私のおります中京地域の開発促進法だけがどうもないやうなのであります。私はそれをいばつてゐるのではなくて、地元で中京地域の開発促進法でも作つてくれぬのだからといふ声が二、三あるのを、私がどう処置すべきか、残念に思つてゐるくらいなのであります。しかし他方において、一体こういう開発促進法を中京も作るならば、全国あらゆる地域の開発促進というものが生まれてくる。特殊な問題を傾斜的に、これをどうしてもやらなければならぬといふ、問題の基本的な性格は今や皆無になつておる。本来こういうことは国の総合開発ですべきであるのかかわらず、まるきりその地域その地域の要望がそのまま法律になつて、まことにおかしなものだと私は思つておる。

○川島國務大臣 今御指摘になつたやうなことがたくさんあります。そこで世間では、現在の行政機構運営というものがあるためでなく、役人のための運営をしておる、こういうことがいろいろ批判されてゐる原因でありまして、まことに不都合なことだと思ひます。根本法律を排除するやうな法律、政令等を出してゐるやうであります。

○横山委員 次にやはり法律で話題の中心になつております点を申し上げたいと思ひます。これも私どもの反省を含めてであります。現在東北開発から九州、四国、中国等、ことごとく開発促進法ができておるのであります。二人ないのが私のおります中京地域の開発促進法だけがどうもないやうなのであります。私はそれをいばつてゐるのではなくて、地元で中京地域の開発促進法でも作つてくれぬのだからといふ声が二、三あるのを、私がどう処置すべきか、残念に思つてゐるくらいなのであります。しかし他方において、一体こういう開発促進法を中京も作るならば、全国あらゆる地域の開発促進というものが生まれてくる。特殊な問題を傾斜的に、これをどうしてもやらなければならぬといふ、問題の基本的な性格は今や皆無になつておる。本来こういうことは国の総合開発ですべきであるのかかわらず、まるきりその地域その地域の要望がそのまま法律になつて、まことにおかしなものだと私は思つておる。

○川島國務大臣 国土総合開発法がありまして、国家全体はこの法律によつてやつておるのであります。仰せの通り各地方の開発法ができております。しかしこれは大体が議員立法でありまして、政府の立法はないのではなからぬかと私は考へておるのであります。

よつて本法の性格が全く変わつてしまつておる。たとえば物品税を例に引きます。物品税では、法律にこれこれの物品については何割というふうにきまつておる。

○横山委員 次にやはり法律で話題の中心になつております点を申し上げたいと思ひます。これも私どもの反省を含めてであります。現在東北開発から九州、四国、中国等、ことごとく開発促進法ができておるのであります。二人ないのが私のおります中京地域の開発促進法だけがどうもないやうなのであります。私はそれをいばつてゐるのではなくて、地元で中京地域の開発促進法でも作つてくれぬのだからといふ声が二、三あるのを、私がどう処置すべきか、残念に思つてゐるくらいなのであります。しかし他方において、一体こういう開発促進法を中京も作るならば、全国あらゆる地域の開発促進というものが生まれてくる。特殊な問題を傾斜的に、これをどうしてもやらなければならぬといふ、問題の基本的な性格は今や皆無になつておる。本来こういうことは国の総合開発ですべきであるのかかわらず、まるきりその地域その地域の要望がそのまま法律になつて、まことにおかしなものだと私は思つておる。

○川島國務大臣 今御指摘になつたやうなことがたくさんあります。そこで世間では、現在の行政機構運営というものがあるためでなく、役人のための運営をしておる、こういうことがいろいろ批判されてゐる原因でありまして、まことに不都合なことだと思ひます。根本法律を排除するやうな法律、政令等を出してゐるやうであります。

○横山委員 次にやはり法律で話題の中心になつております点を申し上げたいと思ひます。これも私どもの反省を含めてであります。現在東北開発から九州、四国、中国等、ことごとく開発促進法ができておるのであります。二人ないのが私のおります中京地域の開発促進法だけがどうもないやうなのであります。私はそれをいばつてゐるのではなくて、地元で中京地域の開発促進法でも作つてくれぬのだからといふ声が二、三あるのを、私がどう処置すべきか、残念に思つてゐるくらいなのであります。しかし他方において、一体こういう開発促進法を中京も作るならば、全国あらゆる地域の開発促進というものが生まれてくる。特殊な問題を傾斜的に、これをどうしてもやらなければならぬといふ、問題の基本的な性格は今や皆無になつておる。本来こういうことは国の総合開発ですべきであるのかかわらず、まるきりその地域その地域の要望がそのまま法律になつて、まことにおかしなものだと私は思つておる。

○川島國務大臣 国土総合開発法がありまして、国家全体はこの法律によつてやつておるのであります。仰せの通り各地方の開発法ができております。しかしこれは大体が議員立法でありまして、政府の立法はないのではなからぬかと私は考へておるのであります。

よつて本法の性格が全く変わつてしまつておる。たとえば物品税を例に引きます。物品税では、法律にこれこれの物品については何割というふうにきまつておる。

○横山委員 次にやはり法律で話題の中心になつております点を申し上げたいと思ひます。これも私どもの反省を含めてであります。現在東北開発から九州、四国、中国等、ことごとく開発促進法ができておるのであります。二人ないのが私のおります中京地域の開発促進法だけがどうもないやうなのであります。私はそれをいばつてゐるのではなくて、地元で中京地域の開発促進法でも作つてくれぬのだからといふ声が二、三あるのを、私がどう処置すべきか、残念に思つてゐるくらいなのであります。しかし他方において、一体こういう開発促進法を中京も作るならば、全国あらゆる地域の開発促進というものが生まれてくる。特殊な問題を傾斜的に、これをどうしてもやらなければならぬといふ、問題の基本的な性格は今や皆無になつておる。本来こういうことは国の総合開発ですべきであるのかかわらず、まるきりその地域その地域の要望がそのまま法律になつて、まことにおかしなものだと私は思つておる。

○川島國務大臣 今御指摘になつたやうなことがたくさんあります。そこで世間では、現在の行政機構運営というものがあるためでなく、役人のための運営をしておる、こういうことがいろいろ批判されてゐる原因でありまして、まことに不都合なことだと思ひます。根本法律を排除するやうな法律、政令等を出してゐるやうであります。

○横山委員 次にやはり法律で話題の中心になつております点を申し上げたいと思ひます。これも私どもの反省を含めてであります。現在東北開発から九州、四国、中国等、ことごとく開発促進法ができておるのであります。二人ないのが私のおります中京地域の開発促進法だけがどうもないやうなのであります。私はそれをいばつてゐるのではなくて、地元で中京地域の開発促進法でも作つてくれぬのだからといふ声が二、三あるのを、私がどう処置すべきか、残念に思つてゐるくらいなのであります。しかし他方において、一体こういう開発促進法を中京も作るならば、全国あらゆる地域の開発促進というものが生まれてくる。特殊な問題を傾斜的に、これをどうしてもやらなければならぬといふ、問題の基本的な性格は今や皆無になつておる。本来こういうことは国の総合開発ですべきであるのかかわらず、まるきりその地域その地域の要望がそのまま法律になつて、まことにおかしなものだと私は思つておる。

○川島國務大臣 国土総合開発法がありまして、国家全体はこの法律によつてやつておるのであります。仰せの通り各地方の開発法ができております。しかしこれは大体が議員立法でありまして、政府の立法はないのではなからぬかと私は考へておるのであります。

業協同組合法、環境衛生関係営業の運営の適正化法、これが三つあるわけでありまして、一体三つなければならぬという理由はどこにあるかと私は思ひます。与党にも御賛成の方があるのではありませんか、私どもとしては、これは一本化すべきである、この商工組合は環境衛生同業組合を實質的にカバーできる、それよりも水準が上なるといふので、それを今一きうでしたかおと

思うのであります。時間になりましたから私は結論を申し上げたいと思つたのであります。こゝういうたたいと列挙しました点を考へてみまして、前に戻つて、国民が一期待している根本的なこと、あなたの言う根本的、基本的なことは何かといひますと、国民生活にもつと直結をしたことが国民の期待する基本的なことではなからうか。なるほどそれをさかのばれば、私どもがお互いに議論すれば、ああ何々省を作るべきだ、何々省を作るべきだ——私どもは実は中小企業省を作るべきだと言つていたのでありますけれども、そういうことにもなるべきだ、あるいはベニシリンや頓服でもあ

りませぬ、飲めばなれるベニシリンや頓服でもあ

るかのような錯覚に陥つて、国民が一期待するものをなせざるに結果になるというおそれがして私にはならぬのであります。ですから、まず第一に重ねて質問いたしますけれども、臨時行政調査会というものの角度をその方向でとらえるべきではないかという

第一。第二番目は、意見を申し上げております法令整備調査会は、どういふ趣旨で、どういふ形式で、私の申し上げておられることをお取り入れになるかどうかはわかりませぬけれども、こういう法律の現状については是正をなされる用意があるかどうか、こういう点を伺ひたい。

○川島國務大臣 第一の問題につきましては、臨時行政調査会の目的にも書いてあります通り、国民に対する奉仕の向上ということを中心として、新しい行政機構を作らうということであり

ます。御意見の通りに進めたいと思つております。第二の法令整備調査会、

これは御趣旨としては私は賛成なんであります。私限りでここで全部い

つておられない、十分御意見を尊重して考へてやつてみるようにしたいと思ひます。御趣旨については私は非常に賛成しております。

○横山委員 最後の一つだけ、質問を

し忘れましたからお伺ひしたいのであり

ますけれども、最近国家機能の拡大と、行政の専門化、技術化が進んで参りますと、委任立法の形式が非常に拡大して参ります。法律は一応根本だけ

きめて、あとは政令にゆだねるという形式が拡大して参ります。これもある程度やむを得ないことではないかと思ひ

ますけれども、そういう委任立法というか、お役人にこまかいことは全部まかせるといふ形式というものについて、

チエツクをする必要があるのではないかと、こういうことを私は痛感させられるのであります。こういう状態を放任してお

きますと、私どもが国会でどんな議論をしておつても、国会が終つてお

役人の手に政令並びに細目が移つてしまつて、その段階では、まあこうしな

ければいかぬ、まああしななければいかぬといふことになつて、法律の精神

というものが、ここで議論したこととちがはぐになつていくことが非常に増

大すると私は思つたのであります。かつて伊勢灣台風で本国会は非常な議論を

いたしました、そのときに最も中心にな

りましたことは、激甚地をどういふふうにするかといふことで、激甚地

についての内容、それからきめ方が、法律案審議と並行してはつきりしな

ければ、法律は通さない、こういうこと

になつたことがございますが、それは

決してその激甚地、被害地に対するお

べつかを私どもが使つたわけでは毛頭

ないのであります。しかしなぜそうま

で主張したかと申しますと、政府の

言つては激甚地というのがあるまい

もので、ちつとも問題の急所をどう

いふからでございまして、そういう

点も考へますと、あの一例を引きま

しても、法律を定めるにあつて、われ

われが委任立法を官僚にまかせた

というものを考へなければならぬ。こ

れは大臣として少し御心配かもしれ

ませんが、あなたも逆にこちらにお

りになつておやりになつたことがある

だらうと思つた。そのときの心境を

出していただきたいと思つたのであり

ますが、委任立法の限界というものを

作らなければならない話がある。たと

えば早い話が、法律を審議するにあ

つては、それに伴う政令を国会へ事

前に参考資料として提出するべきことをきめるとか、何かそういう委任立法における限界、リミットをつけることによつて、官僚の

独善を防ぐことも一案であると思ひ考

へるのであります。大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 法律に基づきまして

どういふ範囲の委任立法にするかとい

ふこと、これは一つは法律論もありま

しょうし、一つは政治論もありましょ

うし、両方あるかと思ひます。私は

法律論については法律家ではありませ

んから申し上げるだけの知識を持つて

おらぬのであります。政治的に考へ

まして、いたずらに政令、省令が多く

なりまして、国民の権利、義務をこれ

によつて束縛するようになること

とはよくない、かように考へておりま

す。御趣旨の点は総務長官によく伝達

いたしました。研究させることにいたし

ます。

○横山委員 イギリスにおきまして

は、委任立法には国会による独特の方

法が発達いたしております。それから

最近の法律を見ますと、昔はこれこれ

については別に法律で定めると明記を

してあります。このごろはそういう

ことを書かないのであります。抽象的

な原則だけ書いて、これに基づいて、

よく考へてみれば政令がで、通達が

できなければならぬと思つたのであり

ますが、別に法律で定める、別に法律に

より定めると書いてあれば、私どもは

一体その政令というのは何だ、うかつ

な話であります。ここに書いてある

から気がつくのであります。このご

ろはそれを法律にあまり書かないので

あります。書かないで書いて第何条に

基づいて政令がで、規程がで、通

達がで、そういうしなで、官僚は

逃げ込んでおるのであります。であ

りますから、私は御提案を願うにしま

す。このような法律形式、このような現

状につきましては、何か私どもの国会と

しての職責上も委任立法の限界、委任

立法にチエツクをつける方法というも

のを勧案することが、本法案の臨時行政調査会をもし設置をするとしてならば、官僚の独善を防ぐといふことであるならば、私は十分御検討されてし

かるべき問題だ、こう考へておるので

ございます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○中島委員 石山権作君。

○石山委員 川島長官が就任あいきつ

と申しますか、就任に際して「行政監

督

の

設

立

法

案

の

審

議

に

関

与

の

事

を

お

し

て

は

な

ら

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

察月報」にお言葉を述べられておりますが、このお言葉が大体行管の業務内容を含んでいるであろうし、それから今度の七人委員会の方向なども大体大ざっぱであるが、意図する方向を言っておるように思われます。ただ私なりの文章上のあげ足をとるわけではございませんが、たまたま公務員の問題と官公庁の機構というものとからみ合わせて新聞談話をなされた場合に、公務員の能率というふうな問題が出ておりました。しかしこの言葉の中には、なかなかえらいものだと思いますが、文章にすればさういふ言葉を出さないというところに妙味があると思うのですが、これにはさういふふうを書いてあります。

「産業界における能率増進と、官界における事務の簡素化とは、国家的要請でありまして、さう書いてある。その通りだと思ふのです。その場合に官界における事務の簡素化ということだけを出しまして、新聞等に発表になりました公務員の能率増進の問題を伏せたということは、何か特別な意味を持つておるかどうか、お聞きしたいのです。

○川島國務大臣 どういう機会に私が新聞発表したか談話をしたか、ちよつと思ひ出せないのですが、公務員制度の問題は主として人事院の主管でありまして、行政管理局の主管ではないのでありまして、公務員のことについて私が特に異なった発言をしたことはないように記憶しておるのですが、それは何と新聞に書いてあるのですか。
○石山委員 新聞発表と文章のことについて私はあげ足をとるわけではございませんけれども、機構と公務員制度

等についての一つの線があると思つておるものですから……。たとえば皆さんの方で機構からくる不備はさておきまして、機構の繁雑の問題はさておきまして、そこにいろいろ問題が起きたことは、即公務員の能率増進のためというふうな判断が生まれるとすれば、公務員諸君はまことに気の毒だといふことになるわけですから。その場合に長官が能率増進ということを機構と並べて言うとしたら、少く危険であるとは私は感じておつたものであります。しかしこの文章を見ますと、その点は書いてないから、それではあまり気にする必要はないのではないかと、さう思つてお聞きをしたので、新聞等に発表されたことについて私は別に追及しようとは思つておりません。

次に私は、長官の言われておることについてお聞きをしたいと思います。いろいろな考へておるわけですが、行政機構というものは国民にサービスをするという性格からして、どうしても大さくなる傾向は、これは免れ得ないと思ふのです。この大さくなることをば、どこでチェックをするか。これは法律的には国会がチェックをしなければならぬわけですが、それから行政的には政府の責任だと私は思ひます。国民にサービスをするという善意が、政府がお出しになる政策が一つ出るたびごとに、どうしても機構をふくらませなければ、その政策を十分に遂行し得ないと考へるわけですから。今までの経過をずっと見てみますと、政府が法律を出すたびごとく、政府が法律を出すと、さういふことによつてよろしいくらいにさうなつておる。私、この内閣委員会に来て二年になるのですが、毎回部局の新設が行なわれておる。部局の

新設が行なわれれば、編成がえただけでは済まないで、新規採用が自然の形で行なわれていく、さう思つて私たちが見ておるのですが、この私の見ておる考え方は間違つておるでございませうか。

○川島國務大臣 いろいろ社会情勢が進歩するにつれて、必要な官庁上の膨張、新設はこれはやむを得ないことだと思ふのです。ただそれが必要以上に膨張したり、それに便乗して公務員の数をやたらにふやすということからは絶対に避けなければなりません。それから行政管理局といたしましては、その点について十分審査をいたしているわけでありまして。現に三十七年度の予算要求の際に、大体推定して四万六千人の増員が各省から盛られておるわけでありまして、これを全部認めるわけではありませんが、このうち真にやむを得ざる増員は幾人かということ調査しまして、大蔵当局とも相談をして最小限度に認めよう、さう考へておるのですが、機構が膨張することは、これはやむを得ないし、それによつて多少人員のふえること、これまたやむを得ない現象であります。ただ全然不要になつた、不急になつた部局もあるのではないかと、さういふものはそのまゝはつておかないで、やはりこれは整理をいたしまして、もしそこで人員等が余りますれば、これを膨張する方に振り向けるという措置をとつて、総体の公務員数におさまして、地ならしをするということも将来あり得るのではないかと考へておられます。これは先ほど秋山さんのおっしゃつた要らぬ法令は整理しろということと同じ意味でありまして、私はこの方もやらな

ければならぬ、さう考へております。
○石山委員 私は行管自体の責任を追及しているのでもなく、あるいは川島長官自体を追及しているのでもない。さういふ現象が起きていることは、法律を作る国会の責任であるだろう。あなたはこのいふ言葉を使つていますよ。大きくなるのはやむを得ないと申つておられるのです。あなたの今言つた通り書いておられるのですよ。それと同時に老朽し、不必要になつた機構を整理、廃止することが必要である。わかっていることなんだ。これは何もあなたが御就任にならなくてもわかっていることだ。ですから私は、この問題は前回か毎回繰り返されておる国会の責任であるし、歴代の政府の責任ではないか、さう見ている。私の考へ方が違つておるのでしょうか、さういふふうにはお聞きしてはいるわけなんです。

○川島國務大臣 国会の責任か政府の責任か、これは別問題といたしまして、私といたしましては社会の進歩に従つて必要な機構をあくまでも認めていきたい、同時に不要不急の部局はこれを整理したい、さういふ気持で今後行政管理局長官たる仕事をやっていくつもりであります。いずれに責任があるかということ、ちよつと軽々に私には申し上げるわけにいかないのではありません。

○石山委員 だけれども、あなたはこれを直さなければならぬといふふうには取り除かなければならぬ品物があるはずなんだ、これを残した人は一体だれかということ、これは責任追及といふよりも、その理由を明らかにしていくことを言つておられる。だれの責任なんて言つてない。これは一体だれが残したのだろうか。法律的には国会が残したろうし、行政的には政府がこれを残したのだろうか。今残された複雑怪奇なる官僚機構、膨大な機構といわれるものはだれが残したか、それを私は言つておられるのですよ。それをあなたは、責任は軽々に言われたいとかんたか、さういふのはおかしいやありませんか。それは法律を作つた国会であり、行政担当である内閣がこれを残したのだろうか。この私の考え方は違ひますか。

○川島國務大臣 終戦後十六年になりまして、いろいろな機構ができて、その中にはもう残滓みたいなものがあるのですから、さういふものを一掃しようといふことが今の考え方でありまして。さかのぼつてだれが責任だといふようなことになつて、今残つておる必要でない機構は一掃して、すっきりした国民に便利な機構を作らうといふのが私の趣意であり、また今回調査会法案を出した目的なんでありまして、責任論になりますと、十六年間の歴代の各大臣、国会議員全部あげなければならぬということになるわけでありまして。さういふことを議論しても私は仕方がないと思ふ。それよりは前向きに建設的に、今残つておるかすみちな機構といふものをすつかり整理をして、行政の体質を変えたい、さう考へておるわけでありまして。

○石山委員 あなたは君子人ですから、さういふことをおっしゃることはできるだらうと思ひます。過去の罪は問わない、しかしこれは君子人同士で言えることとして、あなた一人ではこれはできないことなんです。前向きだとおっしゃるけれども、行政機構を

改革するのは前向きだけで馬に乗って走るわけにいかぬでしょう。改革するものはうしろにずつつながってきいて、前だけ見て走っていったら、行政機構が残されたものを、なぜ残ったか、胃ガンはなぜできるだろう、胃ガンをとることだけを考えても、とり方が悪かったらまた胃ガンは再発するじゃございませぬか。その原因を探求して、絶対に再発しない胃ガンの手術をするということになりますと、残念でございますけれども、何は前向きだったって話が進まない。やはりうしろを振り向いて、こういう理由でこういうふうになった、こういうふうにならざるを得ないのだと——私は、うしろを振り向いてみたら、これは残念ですけれども、法律を作った国会議員にもちろん責任はあったでしょう。しかし国会議員の責任といつても、常に三分の二近くの多数を擁して、あなたの幹事長なんかさつたときでも、督促してどんだん法律を通したのですよ。野党の良識をかなり踏みこじって通した法律が、これはやはり災いしていると思つて。

もう一つは私は、行政府が、残念でございますけれども、政党の力を拡大するために利用された面が、今日こういう姿を多く残したと考へざるを得ないと思つたのです。これは何も私は反対党だからという意味じゃないですよ。こういう考へ方を捨てなければいかにぬと思つたのです。官僚機構を中立的な機構にして、だれが見てもりっぱなものだといふふうにする、過去のかすをなるべく残さない、老朽化させないといふふうにするには、私は政党自身が考へなければならぬと思つた。今日の官僚機構の膨大を来たしたものは、残念でございますけれども、政党政治の弱点がかなりそこに現われているのだと思つたのです。言いたくないですけども、政策を通じて官僚機構を膨大にし、その人員を背景にして政党の勢力の伸張をはかっていたために、苦しいものであつても切り捨てるのができないという現象が生まれて、それが一時じゃない、十何年間たまって今日の格好になったのではないかと。よそを見てごらんさない。よそを見てみますと、戦争中は機構は膨大であつたのですよ。日本が終つたら機構は小さくなつた。日本の場合は、そうでもないように見えます。これは経済の成長、産業界の興隆、そのためにはどうしても人員が必要だ。それは人員は必要であつたと思つたのですが、より以上にあなたは今心配される老朽化されたもの、それを切り捨てるのができなかった現実といふものは一体——長官は長い間政人として、官僚機構に対してメスを入りたいという意欲に満ちていて、そういう人であるだけに、政人としてそれだけお互いが考へなければ、このガンの根元を絶やすことはできないのじゃないか。官を實際にして能率化あらしめるためには、われわれは中立的なものにして育て上げる工夫をお互いがなさなければならぬのじゃないか、過去を考へてみて。こう思ふのですが、根つからの政人である長官の御意見を伺いたい。

○川島國務大臣 現在の行政機構の中には、現に不要不急のものも相当あると思つた。しかしそれを制定した当時は、それぞれそのときの事情において必要があつて制定したに違ひないのではありませんが、すでにその必要がなくなつた以上は、これは整理すべきものだと思つた。そういうかすがだいたい掃いておきますから、この際これを一掃して、すっきりした、国民にサービスするような機構にしたいというのが、今度の考へ方でありませぬ。かすのたまつておられることはお説の通りであります。しかしこれをだれがやつて一体どうしたのかといふことについては、ここで結論的にはつきりだれだといふことは言ひ切れないものがありまして、これはいろいろな事情、原因が重なり合つてこうなつたのである、こう考へておられます。

○石山委員 これはあなたはい言ひ得ると思つた。言ひ得ると思つても、まわりに差しつかえが出てくるわけだ。委員長初め理事諸君はみんな関係する。いわゆる絶対多数を占めた自民党の独占的な政治が、特に古いものを切る機会を失つたと私は思ふ。これは社会党がもっと大きくてうんと反対と、いろいろな批判をすれば、皆さんの方も安んじていられないから切らなものは切ら、こういう格好で意気込んだと思つたのですが、その点から見れば、私はやはりお互いの政人にかなり官僚機構の膨大化を許しておつた、老朽化をそのままなめておつたという責任があるのではないかと、こういうふうな思ふを得ませぬ。あなたも君子人だ、だれに責任があるか、私はあまり見たくないとおっしゃるけれど、大なる責任は自民党が長い間の政権にあつて、それを嚴重に批判する

うものは、性格的には全く別個なものであり得るかどうか。これからわれわれがいろいろの言葉をやとりするのには大切な問題になると思ひます。たとえば公務員の身分という言葉に限定すれば、これはかなり理解がいきまます。公務員制度という言葉を使った場合に、公務員制度にはわれわれは手を触れない、こう言つてよろしいかどうかといふ疑問が私は起きてくると思ひます。その点に関しては局長でもよろしい、その方を研究なさつていらっしゃる方々から答弁をいただきたい。

○山口(西)政府委員 機構と公務員の問題でございますが、機構と公務員制度とは別のものかと考へます。機構の方は抽象的な入れものでございませぬ。それに具体的に入つて仕事を自然人を職員と言つておられます。その使途にかかわる制度を公務員制度と考へておられます。機構と公務員とは、これは理論的に別のものかと考へておられます。

○石山委員 私はこれはらよつと無理があるのではないかと思つた。たとえば機構をいじつていく場合に、公務員の制度なり一つの縦の形態が全然くずれないという想定は、おそらく不可能ではないか。いわゆる官僚の二つの命令機構等からするものと、官僚制度の身分に関する個人の権益というものが両立していることは、確かに両立していません。これが交錯してないとは言ひ切れないでしょう。全然別個な性格ではないかと思つた。交錯してないはずですから機構が変更になれば、特に大きな機構の変革が行なわれれば、公務員の制度にも変革が行なわれ

個人の身分の問題ならば、これは私は動かないと思つて、動かさないといふならば動かないと思つて、制度が動かないなどということであるならば、皆さんはちよつぱりしか機構をいじらないということになる。そうではなくて、川島長官の意欲に満ちた答弁を聞いてみると、かなりな大がかりなものを、新設される委員会に要望するだらうと思つて、さうしますと、機構が先行するでしよう。しかし制度の改革は、そのことによつて変わっていくといふことは否定はできないと思つて、あなたの方で、たとへば簡単に公務員の制度は絶対に私の方では変革しません、こういうふうな発言をして、これが後日になつて問題が起るのではないかという心配を私は持つておる。もしそれをきんとしてあなたの方でやり抜こうとしなければ、小さな省肉だけのやりとりで終わるといふことになるのではないか、さう思つて、ですが、どんなものでございませうか。

○山口(西)政府委員 石山先生のおつちやつておられるのは、組織の問題のように見えるのでございますが、実は組織は機構と人が加わつたものでございませう。機構という場合には、これは人が入る前でも機構はあるわけでございます。具体的任命されないうちに機構といふものができているわけでは、機構といふものはつまり職能の配列でございます。人間は入つておられません。これは私だけが申し上げるのでなく、行政学では一般にそういうような考え方をとられております。そこで従来公務員制度といふものは、別に政府ではかの調査会を作りまして研究をいたしたわ

けです。ことに公務員の能率の問題は人事院が担当してござりまして、さうしていろいろな施策を講じてござります。能率を上げるといふと、従来公務員の責任のごとく言われておつた。しかしそれは限度がある。結局機構とか方法とかいふ問題が能率を上げていく上に非常に重要であるといふことが、最近とられてござりまして、わが国だけはなく、さういふものが行政管の中心になつてきておる。行政管といたしまして、行政制度一般といふものがさういふふうになつてござりますけれども、しかしこれは別に公務員制度に關しては総務府に公務員制度調査室といふものを設けて、そこで切り離してやつておるわけでは、私どもの方の所管といたしましては、公務員制度の問題は取り扱つてござりません。そのように私だけが牽強附会な議論をして、一般といふものではござりませんで、一般にさういふ議論が立てられてござります。たとへば公務員制度調査室といふのがある。これは室長を作るかわりに、さういふものを分けておかなければ室長になれない。だから皆さんが盛んに学説なるものを引用して、そこそこ官僚機構の不可解な第一歩が始まつてくるのです。だから問題があるのはさういふふうな点だ。さういふ分けられないものを分けてみせる。たとへばこの官僚機構を非常に能率的にするためには、いろいろな意見が出るのでございませう。機構を足す、離す、統合する、これだけが任務では官僚機構の能率化はわれわれ考えられませんで、そこに使われてゐる人間の状態で研究せざるを得ないのではないかと

思つたのです。官僚機構を明確化するた

めには、たとへばさういふふうにして人数をどのくらいにしたいか、人員までは制度じゃない。このお役所にはこのくらいの人數までとすると、公務員の制度じゃない。しかしお金をもつと上げなければならぬといふか、地位を上げなければならぬといふふうになつて、さういふふうなことは、最近とらされて、これは制度に觸れませんか。私はさういふふうなことがこの委員会でも全然言われぬものだと思つて、まことに機械的な操作しかできないと思つて、しかしこの機構は、さういふ程度だ、これは能率的な形態だけども、これを完全にやるためには、ここに働く人たちの待遇はさういふ格好にならなければならぬといふ意見が出なければおかしな事です。それを委員会に対して折衝するのです。委員に対してさういふ勧告はいたしませんといふか、あなたの方では波及していきわけでは、私はさう思つて、ですから私は、制度といふ言葉を簡単に使うのでは、この委員会には死にものになるのじゃないかと思つて、ただ公務員に持つてゐる既得権その他に關しては尊重して、建前をとるといふならば別だけども、制度とかなんとかいふ言葉に厳格な區別をするといふのは官僚の語で、今度委員さんになるのは官僚じゃないですから、あなたたちみたいないふ学説とか規則とか、さういふことには縛られない。いむる議論な方々に出ても、あなたたちではやれないのですから、やれるような考え方の人を出す。ですから最初からそんなこと縛つてよろしいかどうかといふことで

思つたのです。官僚機構を明確化するた

す。さうではないでしようか。

○山口(西)政府委員 制度という言葉を使つておられますが、制度について触れないといふことは申し上げておられません。つまり機構もそれから仕事のやり方も制度でございます。公務員関係の問題であるとか、あつては待遇の問題であるとか、さういふいふゆる公務員の人についた制度といふものがある。さういふものは事実上今度の三カ年間のこの委員会ではどういふ触れられない。今まで放置されておりました機構といふか、そちらの制度の問題が非常に重要でございまして、それに相當な精力を必要とするので、實際問題としてそちらには触れない。すでにこの問題は、公務員制度の方は別に政府は調査会を作つてやつたのです。ですからその方を二重にやるということとは考へておらないわけでありませう。

○石山委員 私の言つておることは、何も公務員制度をこの委員会がやるのじゃないのです。けれども、委員会の非常に創意工夫に富んだ考え方といふものは、なるべくワツクをはめてはいかないといふのが私の考え方です。あなたのような答弁をもちまして、さういふひつかりさうな気がする。機構をちよつと大きくいじるとどうもひつかりさうな気がする。だからさういふようなことはしないさういふワツクを最初からはめておるのではないさういふのであれは私は了解できると思つて、在来からいわれておる公務員制度といふふうな言葉になりますと、必ず形態がきちんとしていて、絶対につぶすことができないといふことになれば、疑問があるのではないか。さうではなく

で、公務員個々の利害に關係を及ぼすこの既得権その他に対しては、絶対に手を触れるものではないのだ、私は最初から公務員制度をこの委員会ではいじらないといふことを申し上げておるのです。官庁の複雑怪奇な機構をば簡素化し、能率化するための自然な形で、さういふ格好が出てきた場合に、それはいいと言へるかといふことです。言へないでしよう。言へませう。これは公務員制度が動くからこの機構はだめで、皆さんの提案はだめで、さういふ言へないでしよう。さうではないでしようか。

○山口(西)政府委員 実は御趣旨がよくわからないのでございませうが、あるいは見当違いになるかもしれませうが、たとへば局であるとか課であるとか、さういふふうなものは、一つの公務員の制度のごとくに考へられる向きがあるかもしれませうが、私どもはこれは純粹に機構の問題であると考へておりました。その中に入つて働かす具体的な局長とか課長とかいふものの処遇をどうするか、あるいはそれらの人々をどういふふうにして採用するか、さういふふうにして訓練するか、さういふふうな問題につきましては公務員制度の問題である、さういふ点につきましては、すでに別に調査会をやつておられますので、お話しのように組織の中でございまして、組織は機構と人事が重なつておるわけでありませう。ですから幾らかそちらの方に議論がいくことは、お話し通りやむを得ないと思つて、今度の調査会のねらいはそこにはない。機構とか運営とかいふ方面の、従来あまり十分に審

議されなかつた方に審議の中心がい
く、かような趣旨で申し上げておるわ
けであります。

○石山委員 自分の解釈で貴重な時間
を費してはいけないと思ひますが、機
構と組織というものはうらはらである
といふことは間違いない。公務員は
その組織と機構の中におるといふこと
ですよ。ですから波及する場合がかな
りあるといふこと、しかし、波及をして
も、私たちの言うのは、個々の人たち
の持つておる権利というものは十分に
守られる機構改革でなければならぬ
し、組織変更でなければならぬとい
うことを強調しておるのです。おわか
りでしょう、私の言わんとしておるこ
とは、そうでないとこの委員会はうま
い発案ができないといふことになると
思ひます。

それから、長官にお伺ひいたしました
が、この委員会ができて今見えておる
悪いものは取り扱く、それから重複す
るものは合併さす、それから省も三つ
も四つにもわたつておるものは、なる
べく共管制度をやめて、二つなら一つに
まとめたといふふうな工夫が行なわ
れるわけでしょうがぜひともやつてい
ただきたいと思ひます。ただここで問題
になるのは、やはりもとを断たなければ
ならぬといふことを私はさつきも申
し上げたけれども、善悪から出た國民
にサービスをしなればならぬといふ
問題ですね。それと同時に認可権と
か許可権がそれに付随するものです
から、官僚はどうしてもなわ張りを広げ
たいといふ目的意識がそれに重なる。
サービスしたいといふ善意と権威を
持ちたいといふ目的意識が二つ重なる
わけです。ですからほうっておくとち

よつと広がってくる。この三年のう
ち——私は三年の最後でなければ案が
出ないのか、逐次改革していくのかと
いふことをあわせてお聞きしたいので
すが、切つた、整理した、そのあとを
ちゃんと維持しなければならぬわけ
です。今の行管では維持する確信がな
いのでございませぬか。その方策をお
持ちですか。三年後ちゃんと整理され
たあとをそのまま維持できるといふ方
策をお持ちでございませぬか。その
ためには行管の内部自体がもつと反省
して、その機構というものを委員会
と同時に——ほんとは委員会で同時
に——ほんとは委員会は先に考えな
ければならぬ問題だつたかもしれま
せん。まさか委員会から行管の内部機
構まで御意見を仰ぐなという考え方
ではないと思ひますが、三年なら三年
やつたあと、あとくされも何もない、
ほんとうにすかつたとした考え方で官
僚機構は出発をする、出発をするけれ
どもまたもとに戻るといふ要素はたぐさ
んあるわけですが、戻らせない方策と
いふのは、一体どういふ方策をお持ち
かといふことをこの際お聞きしたいと
思ひます。そうでないとともへ戻つてしま
うのです。

よつと広がってくる。この三年のう
ち——私は三年の最後でなければ案が
出ないのか、逐次改革していくのかと
いふことをあわせてお聞きしたいので
すが、切つた、整理した、そのあとを
ちゃんと維持しなければならぬわけ
です。今の行管では維持する確信がな
いのでございませぬか。その方策をお
持ちですか。三年後ちゃんと整理され
たあとをそのまま維持できるといふ方
策をお持ちでございませぬか。その
ためには行管の内部自体がもつと反省
して、その機構というものを委員会
と同時に——ほんとは委員会で同時
に——ほんとは委員会は先に考えな
ければならぬ問題だつたかもしれま
せん。まさか委員会から行管の内部機
構まで御意見を仰ぐなという考え方
ではないと思ひますが、三年なら三年
やつたあと、あとくされも何もない、
ほんとうにすかつたとした考え方で官
僚機構は出発をする、出発をするけれ
どもまたもとに戻るといふ要素はたぐさ
んあるわけですが、戻らせない方策と
いふのは、一体どういふ方策をお持ち
かといふことをこの際お聞きしたいと
思ひます。そうでないとともへ戻つてしま
うのです。

よつと広がってくる。この三年のう
ち——私は三年の最後でなければ案が
出ないのか、逐次改革していくのかと
いふことをあわせてお聞きしたいので
すが、切つた、整理した、そのあとを
ちゃんと維持しなければならぬわけ
です。今の行管では維持する確信がな
いのでございませぬか。その方策をお
持ちですか。三年後ちゃんと整理され
たあとをそのまま維持できるといふ方
策をお持ちでございませぬか。その
ためには行管の内部自体がもつと反省
して、その機構というものを委員会
と同時に——ほんとは委員会で同時
に——ほんとは委員会は先に考えな
ければならぬ問題だつたかもしれま
せん。まさか委員会から行管の内部機
構まで御意見を仰ぐなという考え方
ではないと思ひますが、三年なら三年
やつたあと、あとくされも何もない、
ほんとうにすかつたとした考え方で官
僚機構は出発をする、出発をするけれ
どもまたもとに戻るといふ要素はたぐさ
んあるわけですが、戻らせない方策と
いふのは、一体どういふ方策をお持ち
かといふことをこの際お聞きしたいと
思ひます。そうでないとともへ戻つてしま
うのです。

それから調整、整理、統合等をし、
再びもとの機構に戻り得るのじやない
か、それを一体どうして抑制するか、
こういう御心配と御質問だと思ひので
すが、私も従来の官僚機構から見る
と、そういうことがないとは言えない
と思ひます。私はいつまでも行政管
理庁長官をやつておるわけでもないの
ですから、私がやつておる間はがんばり
ます。今後の行政官のあり方として
もう少し権限を持ちまして、そういう
ときには行政官が十分抑制し得る
ような機能を発揮するように、これは
人間の機構の問題もあろうかと思ひま
す。今御質問で思ひつきの答えをし
ておるのでありますから、それをもち
つておつて聞かれると私は困るの
ですけれども、一応そういうふうにと
考へておるのでありますから、十分検討
してみます。

それから調整、整理、統合等をし、
再びもとの機構に戻り得るのじやない
か、それを一体どうして抑制するか、
こういう御心配と御質問だと思ひので
すが、私も従来の官僚機構から見る
と、そういうことがないとは言えない
と思ひます。私はいつまでも行政管
理庁長官をやつておるわけでもないの
ですから、私がやつておる間はがんばり
ます。今後の行政官のあり方として
もう少し権限を持ちまして、そういう
ときには行政官が十分抑制し得る
ような機能を発揮するように、これは
人間の機構の問題もあろうかと思ひま
す。今御質問で思ひつきの答えをし
ておるのでありますから、それをもち
つておつて聞かれると私は困るの
ですけれども、一応そういうふうにと
考へておるのでありますから、十分検討
してみます。

それから調整、整理、統合等をし、
再びもとの機構に戻り得るのじやない
か、それを一体どうして抑制するか、
こういう御心配と御質問だと思ひので
すが、私も従来の官僚機構から見る
と、そういうことがないとは言えない
と思ひます。私はいつまでも行政管
理庁長官をやつておるわけでもないの
ですから、私がやつておる間はがんばり
ます。今後の行政官のあり方として
もう少し権限を持ちまして、そういう
ときには行政官が十分抑制し得る
ような機能を発揮するように、これは
人間の機構の問題もあろうかと思ひま
す。今御質問で思ひつきの答えをし
ておるのでありますから、それをもち
つておつて聞かれると私は困るの
ですけれども、一応そういうふうにと
考へておるのでありますから、十分検討
してみます。

それと、私ときどき行管の方をお
呼びすると申し上げておるのですが、
どう見ましても日本の国は官僚機構が
ば主体にしていろいろなことをやつて
いる国でございませぬか。この官僚機構が
うまく運営されるときには、これは
國民に与える、國家に与える損失とい
うものは莫大なものと思ひます。これ
はしよつちゅう監視して手綱を引き締
めておかなければならぬでしょうが、
今までの行管の忠告などは、ある指摘
された省などはもしやもしやとしてし
まう。最近やかましく言うものだけ
になつたけれども、前にはそれさえも
発表しなかつた経緯がございませぬか。
ですからそういう委員会を、作ると同時
に、行管自体の十分に各省の独走をす

それと、私ときどき行管の方をお
呼びすると申し上げておるのですが、
どう見ましても日本の国は官僚機構が
ば主体にしていろいろなことをやつて
いる国でございませぬか。この官僚機構が
うまく運営されるときには、これは
國民に与える、國家に与える損失とい
うものは莫大なものと思ひます。これ
はしよつちゅう監視して手綱を引き締
めておかなければならぬでしょうが、
今までの行管の忠告などは、ある指摘
された省などはもしやもしやとしてし
まう。最近やかましく言うものだけ
になつたけれども、前にはそれさえも
発表しなかつた経緯がございませぬか。
ですからそういう委員会を、作ると同時
に、行管自体の十分に各省の独走をす

それと、私ときどき行管の方をお
呼びすると申し上げておるのですが、
どう見ましても日本の国は官僚機構が
ば主体にしていろいろなことをやつて
いる国でございませぬか。この官僚機構が
うまく運営されるときには、これは
國民に与える、國家に与える損失とい
うものは莫大なものと思ひます。これ
はしよつちゅう監視して手綱を引き締
めておかなければならぬでしょうが、
今までの行管の忠告などは、ある指摘
された省などはもしやもしやとしてし
まう。最近やかましく言うものだけ
になつたけれども、前にはそれさえも
発表しなかつた経緯がございませぬか。
ですからそういう委員会を、作ると同時
に、行管自体の十分に各省の独走をす

人だけ出てくると世間が、納得しな
い、官僚機構自体が反発するでござ
いませぬか、通りのいい名前とい
うことも考えられるでしょう。それ
から実力を持つて各党の中心人物を
出してみ、こういう考え方もあり
と思ひますが、一体どういふことを
基準にして大臣は選びなされるうとな
さつておるのか、承りたい。

人だけ出てくると世間が、納得しな
い、官僚機構自体が反発するでござ
いませぬか、通りのいい名前とい
うことも考えられるでしょう。それ
から実力を持つて各党の中心人物を
出してみ、こういう考え方もあり
と思ひますが、一体どういふことを
基準にして大臣は選びなされるうとな
さつておるのか、承りたい。

人だけ出てくると世間が、納得しな
い、官僚機構自体が反発するでござ
いませぬか、通りのいい名前とい
うことも考えられるでしょう。それ
から実力を持つて各党の中心人物を
出してみ、こういう考え方もあり
と思ひますが、一体どういふことを
基準にして大臣は選びなされるうとな
さつておるのか、承りたい。

をやるのでしようけれども出たところからやるような工夫をなさるのには私は大切なのではないかと存じております。それからもう一つは、池田内閣が何年続くか知らぬけれども、特に超党派というふうな言葉を使っているのは強力な安定政権に似たものが与野党の間にきつちりなければ、三年間の年月ですから、中途で立ち消えになるわけです。私の方でも言いたい点はあれと思いません。いろいろな条件をつければいろいろあると思えますけれども、そのみではいかぬでしょう。あなたの方でも条件があると思えますから、そうはいかぬ。しかしそれがなろうとしても、とかくゆるぎのない、これは四百六十何名ですか、その内閣ができていると同じぐらいの考え方で運営しなければ、たとえば池田さんがかわって次の人が来ると、その答申がどこかに、伏せられてしまう。こういう格好にならざるを得ない場合がたくさんあるのです。ですから私たちの工夫、特に今度委員会を担当なさって、事務的にも協力な行政としましては、長官に対して私が特に要望したいのは、強力なる長期安定政権におけるような格好の与野党の統一された意思、これをしよつちゆう私は集約されることが行管の今後の任務と思えます。委員会はもちろんでいきますよ。しかしそれを援助しなければ——援助するのはやはり議会の制度だと思っております。この点に関しては労を惜しみませんか。

○川島国務大臣 調査会の組織にあたりまして、あるいはまた調査会でできた案を実現するにつきまして、政府もとよりであります。国会と野党三党の御協力、御支援をいただきまして、また広く進んで国民全体からも支援を受けて遂行したいと思っております。これは前小澤長官の時代からもうなんでもありますが、最近では監察結果というものを新聞にどんどん発表し、果たぬものは当該官庁の反省を求め、ましても一つであります。国民に広く行政の実態を知ってもらおうという意思がありまして発表しておるわけでありまして、国民全体ともに進みたいと思っております。ことに与野党の方々の御協力を得て一つやりたい、こう考えております。

○石山委員 そこで私は委員会の内容に入るといふことは不遜でございます。不遜でございませう。不遜でございませうけれども、われわれの要望することは、各界の代表、有識、多識の人を選ば委員会、われわれもいろいろ申している点もございませう。それからこれからのいろいろ重大な問題も起るだろうと思っております。たとえば今われわれが毎回、この前から論議している点では、たとえばこういふことでした。先ほど二つだけあげましたね。公務員の身分の問題とか人員整理をしないとか、こういうような問題を推示した。そういうことは絶対やらない。前々から皆さんの方から熱心な御答弁をいただいているので、これは万々間違いないだろうと思えますけれども、そのほかに私は機構をいじる場合に、この前は防衛庁を建前に申し上げて、防衛庁をば国防省にするといふふうなことも、まあこういうふうなことも言ってみました。まず国防省だけを——私は何もしなくても、たとえば省の整理統合、この文章を見ますと、省の整理統合というところまでなかなか及ばないような内容のような気がいたします。しかし委員会は、実質的に法律を制定された場合には、自主的に動いていくわけですから、省の統合もあり得るだろうというところは想定してよろしいと思つて、そういう場合に、たとえば昔の内務省がたくさんの権力を握つた。しかしこれは便利でした。内務省一つに頭を下げに行けば、警察のことも済む、衛生関係もみな済む、土木関係もみな済む。そうすると内務省設置という考え方はいいじゃないか、こういう意見が出てくる可能性は否定できないと思つて、そういう場合に、こういう省の統廃令、省の新設、これは重大問題だと思つて、そういう場合にどうでございませうか。こういう重要な問題については委員会は満場一致制をとるといふふうなことは、先ほど私はいろいろなことをやっていたかといふふうなことに長官にお願いしたのですが、長官としてはそういう場合には満場一致制は好ましいのではないかと私は推測するのですが、いかがでございませう。

○川島国務大臣 この委員会は御承知の通り七人の委員会でありまして、話し合ひでものをきめるのがむろん趣意であります。採決によつてものをきめるといふことはおそろくこれはあるまいと思つております。私もそういうことになしに、七人の委員の諸君が集まつて話し合ひでものをきめていくべきだと思つし、またそういうふうな調査会の運営もしたいと思つております。満場一致でなければ全部いかぬとかいふことか、そういうことを言うのはやばなお話です。調査会の性質というものはそうではないのでありまして、話し合ひでもつて進めていこう、こういうことなんでしょうからして、石山さんの御心配のようなことはあるまいと思つております。

○石山委員 委員会を効果あらしめるために、われわれは、与野党を超越して、これをほんとうの安定政権のような形で守つていこう、こういう心がまえ、それと同時に委員会自体としても重要案件については常に慎重審議を重んじ、重大であればあるほど拙速主義を否定して、慎重審議を重ねて満場一致制をとるのだ、こういうあつせん役をば行管の長官は、常に意図していただく、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○川島国務大臣 御意見はよくわかつております。

○石山委員 それで最後の方へ来ましたが、私は皆さんの方から御答弁をいただいたことについて、人員整理の問題でございませうが、何も私はけちをつけるという意味ではないのですが、人事の異動をなさらない機構改革というのは、おそろくないと思つて、大きな機構をいじらうと思つては、人事の異動はかなり行なわざるを得ないだろうと思つて、ですから能率的な機構改革を行なうとなれば、かなり犠牲のような形で問題が起きてきます。たとえば十ある局のうち、二つぐらいやつた場合、ここに十ある。それはその省内で運営はできるだろうと思つて、それが三つ四つ、省自

○石山委員 御趣意はその通りであります。委員会の運営につきまして、委員がございまして、委員の諸君と十分相談をしまして万全な運営をしたいと思つております。それで委員会運営までここで言つてしまひました。委員を縛るようなことは私としてはしたくないと思つて、御趣意には反対でないであります。委員会は委員会独自の立場で運営をさせることかいいのではないかと、こう考えております。

○石山委員 われわれの習慣からすれば、長官も御承知のように議事に入る前に、議事細則とありまして、何分の一で構成し、何分の一の賛成があればこれを有効と認めるとかなんとかといふこと、大体議事運営をやつていいますが、これは衆議院は四百数十名、いろいろな問題がむずかしいから、そういう議事細則を設けているだろうと思

○石山委員 それで最後の方へ来ましたが、私は皆さんの方から御答弁をいただいたことについて、人員整理の問題でございませうが、何も私はけちをつけるという意味ではないのですが、人事の異動をなさらない機構改革というのは、おそろくないと思つて、大きな機構をいじらうと思つては、人事の異動はかなり行なわざるを得ないだろうと思つて、ですから能率的な機構改革を行なうとなれば、かなり犠牲のような形で問題が起きてきます。たとえば十ある局のうち、二つぐらいやつた場合、ここに十ある。それはその省内で運営はできるだろうと思つて、それが三つ四つ、省自

○石山委員 それで最後の方へ来ましたが、私は皆さんの方から御答弁をいただいたことについて、人員整理の問題でございませうが、何も私はけちをつけるという意味ではないのですが、人事の異動をなさらない機構改革というのは、おそろくないと思つて、大きな機構をいじらうと思つては、人事の異動はかなり行なわざるを得ないだろうと思つて、ですから能率的な機構改革を行なうとなれば、かなり犠牲のような形で問題が起きてきます。たとえば十ある局のうち、二つぐらいやつた場合、ここに十ある。それはその省内で運営はできるだろうと思つて、それが三つ四つ、省自

○石山委員 それで最後の方へ来ましたが、私は皆さんの方から御答弁をいただいたことについて、人員整理の問題でございませうが、何も私はけちをつけるという意味ではないのですが、人事の異動をなさらない機構改革というのは、おそろくないと思つて、大きな機構をいじらうと思つては、人事の異動はかなり行なわざるを得ないだろうと思つて、ですから能率的な機構改革を行なうとなれば、かなり犠牲のような形で問題が起きてきます。たとえば十ある局のうち、二つぐらいやつた場合、ここに十ある。それはその省内で運営はできるだろうと思つて、それが三つ四つ、省自

体が動くような格好になった場合に、問題は重なるわけでしょう。そうすると二重、三重と重なれば、まずでものをはかたつと同じで、こぼれてきますね。こぼれてきざるを得ないので、その処置は私はかなり難問題になるだろうと思ひます。ですから皆さんの考え方の中に、人員整理はなきならないけれども、かなりな配置転換が行なわれるのかどうか、やむを得ない場合があるのかどうか、それをお聞きしておかなければいけないのではないかと思ひます。

○川島国務大臣 一部局の廃止、改正等ですと、自然に人員整理ということも起こり得るのであります。今度は全体の機構をならみ合わせてやるわけでありませう。従つてそこに配置転換によつて、既存の公務員の権利というものは決して侵さない、こういう原則をきめておるわけでありませう。むしろ石山さんとは逆に、各機構をいじることによつて、既存の利益が尊重されるのではないか、一部局ですとなかなかさううまくいかないのではないか、こういう気が持たして、おるのであります。

○石山委員 私はその御答弁を大へん貴重なものと考えております。しかしそのためには、機構の編成がえといふものには特段の技術を要するわけでありませう。人を動かして、二重、三重と重なつた場合、こぼれてくる人は別に寄せらる。こうなれば、機構改革は割合にやりやすいのでございませうけれども、全体をながめて、それらをこぼれないように操作をする、こうなると高度の技術が要求されます。この高度の技術になりますと、残念でございませうが、幾ら

有能識識の七人の委員でありまして、これは不可能でございませう。これはやはり行管が前の定員法等をお調べになつて、各官庁の人事配置は十分に知つておられると思ひます。これは大いに活用していただきたいと思ひます。しかしアメリカのフォーバー委員会が非常な実績を上げたといふことは、あなたのおっしゃることとはかなり違つていふことですよ。実績を上げて犠牲を出さない。この二面の作戦といふものは、言うべくして実際からいふと非常にむずかしいといふことこのむずかしいことをあえて取り上げようとなさるのですから、ここにはほんとうに協力願ひが生まれてこなければならぬ。委員会の決定は、満場一致形式によらないと大きな進展はおそらく行ない得ないだろう、そういうふうにお考えをいたしますので、長官もわれわれに答弁なさつたことに対して、熱意を感じて何べんも御答弁をいただいておりますが、十分やつていただけると思ひます。が、それと同時に配下の行管の組織をば、これにほんとうに協力させるといふ態勢をこの三年間傾けていただくという態勢がなければ二面作戦ですから人員は一つもこぼれ落ちる者は絶対に収容するといふ建前をとるわけですから、そうしてあなたの方は機構は悪いものは捨てると言つていられる。むだなものは統合するといふのですから、一つわれわれの持てる知恵といふもの、力といふもの、あるいは熱情といふものをこの際傾け尽くす。この法案を出したからには、これが長官の任務であり、これが行管の今回の任務だと私は思ふ。私は何もあ

ただだけの責任を追及するのではない。われわれもそれは協力をすると申し上げているわけですが、十分その点を勘案して、行管の諸君に対しても要望いたしまして、私の質問を終わります。

○中島委員長 受田新吉君。

○受田委員 時間が進んでおりますから、簡単に御質問いたします。先ほど及び先日の当委員会における審議、委員各位の質問、大臣、政府委員の御答弁を通じて、私も本意ではございませうが、臨時的に行政の最高診断機関を設けるということに賛成せざるを得ないのではないかと一応の結論に達しているわけですよ。しかしなお残された幾多の疑点がありますので、それをおいつまんでお尋ねいたしますので、簡単なお答えを願ひたいと思ひます。

この議員諸君の質問の中で、懸念とされていた問題があります。それはこの機関が答申の中に人員整理の問題を含む危険はないか、こういうことでございます。現に行政管理局からお出しただいた資料でも、臨時行政改革本部というものが、緒方竹虎さんを中心にして、その本部の答申の内容の中にも、はつきりと人員整理のために臨時待命制度の確立のようなものを掲げられておられ、結果におきましても、行政管理局が中心になつて、定員の整理を内容とする行政機関職員定員法の改正を企図されたのであります。そういうふうな今、石山議員から質問された問題点、すなわち行政機構の改善、能力化をはかる上には、必要でなくなつた職員を整理するといふことが、裏表として当然出るのはないかといふ一応の危険が予想されるわけですよ。そこに二

つの懸念があるわけですよ。大臣以下の御答弁を通じて、そういう意図はないといふこととございませうがその意図がないことは、最初から諮問の中に人員整理は含まない、これに關与してはならぬといふことをはつきりと、臨時行政調査会の最初の会議において言明をされるのですか。あるいはそういうことに触れないで、この法律の趣旨のよくな点をお諮りになるのでしょうか。お答えを願ひます。

○川島国務大臣 繰り返して申し上げるようですが、今度の調査会のねらいといふものが人員整理にあるのはございませう。緒方長官時代には、そのときの情勢において人員整理を目的とした行政改革が行なわれたかもしれませんけれども、現在そう考へておりません。それから調査会の発足にあたりましては、この国会における論議といふものを十分報告をしまして、この論議をもとにして調査を進めることは当然でございませう。私はどういふ形でそれをやるかはきめておりませんが、少なくとも国会における論議といふものは尊重されるものであるといふことは当然であります。

○受田委員 最初から論議の経緯を話してお諮りになるということとございませうから、おそろくそれを無視した結論は出ないと思ひます。そうして国会を尊重する御意思が今長官にもおありのようでございませうので、国会と離れない形でこの仕事が進められるということになりますならば、この法案の第二第三項「調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するよう、内閣総理大臣に申し出る」といふふうな任意

の規定がここに書いてあるわけでございますが、この第三項は、調査会は前項の意見または答申を内閣総理大臣を通じて国会に報告する、こういう形に改める必要はないですか。

○川島国務大臣 前項の意見または答申の内容によるのでありまして、重大なることはむろん国会に内閣総理大臣から報告をするようにいたしますが、きわめて軽微なものであつて、一々国会に報告しないでもいいようなものもあり得るかもしれないのであります。それはその答申の内容によると思ひます。しかしこの答申といふものはことごとく世間に発表されるものでありまして、別に秘密ではありませんから、国会議員の方々もこの答申を見て御議論なされる場もできるかと思ひます。私はどういふ項目を国会に報告するかといふことについてははつきり申し上げられませんけれども、重大なることはむろん国会に報告する、こういう意味にお済み下さつたら差しつかえないと思ひます。

○受田委員 重大なものは国会に報告するといふこととありますが、これを見ると、総理大臣に申し出ることができるとあつて、総理大臣は答申されたものを国会に報告する義務はこの規定ではないわけですよ。重大な部分でも、しなくてもいいと思へばしなくてもいいのです、これは任意規定ですから。重要な部分を報告するといふことなら、こへはつきりと調査は前項の意見または答申を内閣総理大臣を通じて国会に報告するとか、あるいは答申を受けた内閣総理大臣は、今あなたが言われたような面を国会に報告しなければならぬといふふうな、答申は内閣総理大

臣に答申するのですから、答申されたものを国会に反映するには—議員は答申を讀めばいいと言つたので、前箱の中に入れてあるくらいで、ゆつくり検討できぬのです。箱の中に入れてどういふものがありましたかというこゝとは意味をなさぬのです。やはり議員が認識を持ってこれを閲覧するとすれば、報告義務をちゃんと法律にうたつておく方がいい。私はこの間からあなたの御所信を通じて、あなたの御熱意と決意のほどを十分伺いました。この機会にあなたは眞誠のある答申にさせようとするならば、前箱の中に入れておいて自由に見ろということではなくて、報告される義務があるというふうなされた方が筋が通ると私は思います。

○山口(西)政府委員 私からちよつと事情を申し上げます。これは立法技術の点もございまして、かような規定の書き方をいたしましたのでございまして。それで御趣旨の点は第三条の第三項の申し出を受けたときはこれを尊重しなければならぬ、こういう縛り方でやつて、趣旨としましては必ず国会に報告するようにしよう、特別の非常に軽微な、政府部内で簡単にできるというふうなものもございまいしょうけれど、重要なものについては国会に報告するようにしよう、こういう趣旨でございまして。従来の立法例その他もございまして、技術的にこのような立法を考えたわけでございまして。

○受田委員 あなたが今仰せられた立法技術というのは、どういふ技術があるわけですか。

○山口(西)政府委員 これは總理府の付属機関でございまして、答申は内閣總理大臣にするのが至当である。それで国会にまでこの總理府の付属機関である調査会が直接報告するというのはいささか筋がおかしいので、一応内閣總理大臣に出す。そうして内閣總理大臣を縛る規定を作つた方がいい、このような考え方ではございまして。

○受田委員 その点につきましては、私も内閣と国会の両方に合せという意味ではありません。内閣總理大臣を通じて国会に報告するといふふうにして、ばいと思つたんです。内閣總理大臣が主体者であることは間違いないわけですから、そうするとこの第三条の規定も要らぬことになる。第二条の第三項で、調査会は前項の意見または答申を内閣總理大臣を通じて国会に報告するといふことをはつきり入れるべきではないか。人事院勧告のように内閣と国会の両方に報告するといふのではないのです。内閣總理大臣を主体者にして、総理大臣を通じて国会に報告するといふ形にして、尊重しなければならぬとかなんとかいふことは、これを見れば報告してもしなくてもいいわけなんです。私ははつきり内閣總理大臣を通じて報告するといふ言葉を入れておくべきではないかと、思いますが、その点はどうですか。

○山口(西)政府委員 おそらく重要な問題については閣議事項になるのではなからぬと思つたので、そこで国会に提出するといふことにつきましては、二段の書き方の方が妥当であるといふことではございまして。

○受田委員 第二段が必要であるといふならば第三条に、国会に報告する規定をちゃんと書いておく必要が私にあると思つた。これは国会に報告しても

しなくてもいいということになって、尊重だけするけれども、国会に報告せぬで、前箱にちよつと置いておけといふことになれば、尊重したことになるであらう。尊重するといふならば、ちゃんとして国会に報告するように申し出ることができるといつたつてあるわけではございまして、第三条で、重要なものは閣議の決定を経て国会に報告するといふふうにはつきりしておいてもらわぬと、尊重だけではこれは尊重しませんでしたという答弁があれば、それで済むのですから、今の御意思がはつきり報告するのだとおっしゃるのであるならば、報告するといふ規定をどこへかはつきり書き込んだ方がいい、国会の權威を高める上においては大事なことだと思つたのですが。

○山口(西)政府委員 これは申し出をしたことは、つまりその内容に国会に報告するといふことがあるわけではございまして。国会に報告するといふことを尊重しなければならぬのであり、尊重しなれた結果は、報告するようになると思つたものであります。尊重するといふから、それを尊重するといふのであります。ただこれを規定で縛つてしまふといふことにつきましては、これは從來の立法例の關係もございまして、理論の問題としては、閣議事項に、必す報告しなければならぬだといふふうにするといふことは妥当ではないのでないか、こういうことでは実際の問題としてはするのですけれども、法文の上ではこのようにしておく必要がある、こういうことではござい

○受田委員 実際にはするけれども、法文の上では尊重といふことにしておくのだから、尊重する。今、国会ではお互いに眞剣にこの問題に取り組んでおるし、大臣の御意思もただこの改革じゃない。非常な熱意を持つておられますからある程度の、内閣總理大臣を通じての国会に対する尊重という言葉を、もつとはつきりさせた義務規定にする必要はないか。尊重しなければならぬといふようなことは、これは非常におかしいことなんです。尊重という言葉は、どのようによもなるわけですからね。ちよつとよもなるわけですからね。あまひり報告するやうな答申でなくて、手きびしいものがあつて、人員整理などとは出ないでしようが、それ以外に定員法—当然行管は定員法はお持ちなんですから、定員法の所管官庁ですから、定員に関する問題といふようなこととか、人員整理でなくて、定年制の問題とかいふのは一つの問題なんです。出る場合も起り得る。そういうときに、国会を尊重するといふ規定を、それをはつきり具体的な—実際は出すのですから、実際に出すことを義務規定として設けるようにされてはどうでしょうか。あまりむづかしい問題じゃないと思つたんです。立法例がないといふのが、どういふところに立法例がないわけですか。立法例がないといふも、そういう重大な問題であれば、当然の場合には、国会尊重という意味から提出義務といふものを一応規定されたいか。

○山口(西)政府委員 閣議事項を、事前にその内容をきめるといふようなこととはおかしいのであります。このよくな意味でございまして、述べられておりますが、御趣旨はよくわかるのでございりますが、事実上そういう御趣旨のような運営になるつもりで、このような規定をいたしておるわけであります。

○受田委員 御趣旨になるようつもりで、運営はそうしますといふことではございまして、それはしなくてもいいわけなんです、今のこの場合は、尊重するで、出さなくてもいいのです。實際尊重の方式はいろいろあるのですから。しかも第三項の中にも「内閣總理大臣から国会に報告するに、内閣總理大臣に申し出ることができ」と、こゝを書いてある。これも任意規定なんです。それから第三条は、いかにもばく然とした道義的責任があるといふ程度のもので、法規則的な制約はないわけではございまして。法制局でも相当研究してございまして、いろいろむづかしい議論もございまして、国会と政府との關係といふようなものもあつて、法案としてはこういうものが妥当である、このよくなつたわけではございまして。運営上は御趣旨のよくなつたのでございまして、そのつもりで初めからおつたのでございまして。立法技術上はこれが妥当である、政府といたしましてはこのような考え方になつておるわけではあります。

○受田委員 実に私はあまいだと思つたんです。こういうことは、国会を尊重するならば尊重するらしく、ちゃんと議員の手元へも成規に出るよくな、これは義務づけられていまして、行

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 昭和三十六年十月二十六日

政府と立法府の違いはわかるけれども、この国会で通した法律の、その通した機関が出した書類は、国会に堂々と成規の手続をしてお出しになるのは、これは内閣の責任じゃないでしょうか。内閣の責任です。立法府が内閣を作ったあげたのですから、国会で通した法律の結果出てきた書類について、内閣は報告させることができます。これは当然ですけれども、やはりそれは謙虚な気持で、行政府が立法府に頭を下げて、最敬礼するのはいいのだという気持がやはりあつたらなければ、国会は内閣の最高機関です。だから、最高機関に対してまじめな敬意を表してもらいたいです。

○山口(西)政府委員 こういう規定を置きまして国会に報告するということは、非常に異例なものでございます。今度の調査会というのは、非常にむずかしいものを取り組もう、国会の非常な御協力をいただかなければ、実現はとうていできないことでございます。特別にこのような規定を置いたわけでございます。全く意図しておられますところは、御趣旨の点に違わないのでございまして、立法技術的には、今の政府と国会との関係では、このように規定しておくのが一番妥当だ、これは政府としましての解釈でございます。

○受田委員 政府の解釈としては妥当である、「申し出ることができる」と書いておいて、妥協だ、尊敬したような尊敬しないような書きぶりですね、これはこれは異例の書きぶりですね、尊敬するならばつきり頭を下げて、腹の中ではノーと思つたつて、表ではこ

うやつておるといふのじゃなくて、はつきりと国会に頭を下げて、提出するやつておいていただいて工合が悪いというの、法制局は根拠がどこにあるのでございませう。これはちよつと私理解に苦しむのですが。

○野木政府委員 この点は、私どもいろいろの観点から議論してみた点でございます。先生のおっしゃる御趣旨を否定していただくわけはございません。ただ書き方といたしまして、審議会の答申など内閣、あるいは政府の方から国会に報告するという立法例は、あまりございませんので、おそろくこれなどは、その珍しいものの一つだろうと思つて、それで、こういう場合には、なるほどどんぴしゃに、報告させるという点も、あるいは全然不可能、憲法違反だ、そこまではならないとは存じます。しかし法制といたしましては、まず内閣総理大臣に報告して、それで国会にやるかやらないかということ、また閣議できまして、それを内閣総理大臣が、今度閣議を代表して国会に報告する、そういう段取りになりますので、そこでそれを入れまして、第三条で、普通第二項の意見もしくは答申のほかに、国会に報告するようになつてくれ、そういう申し出自体を尊重しなければならぬというのでありますから、この法律全体の趣旨からいいますと、ごくきまつたものではないか、重要なものは国会に報告するといふふうな読み取れる。そう何も書きし書くよりも、むしろこの方がいいのではないか、立法技術としては、むしろこういう形であった方が適当ではないかということ、こういいたしたよう

なわけでございます。決して御趣旨を否定している趣旨ではございません。○受田委員 そうなりますと、二条三項において、報告するに、内閣総理大臣に申し出なければならぬ。その方をやつておいて、そして、それを尊重するといふならいいが、「申し出ることができる。」その申し出ることができぬのを尊重するのでございませう。申し出なくてもいいというこゝたになりますから。第二条第三項の分は、内閣総理大臣に申し出なければならぬと、そこで規定しておいていいじゃないですか。

○野木政府委員 この調査会は、普通の調査会と違って格別が高い、非常に高い識見を持った人をもつて構成されるのでありますから、何もさしおし、しなければならぬというふうな縛らなかつたつて、権能として「ことごとく。」と規定しておけば、おのずからそこに、重要なものについては、この法律全体の趣旨から申しまして運用上十分達せられるのではないかと。何もさしおし、しなければならぬとまで押しつけるほどのことでもないのじゃないか、そういうような考え方でありませう。

○受田委員 議論はよみますが、さしおしとか、良識の人だからということまでやられると、とんでもない人員整理みたいなのをやる危険もある。これは、委員の顔ぶれなんかによつても、やつてしまふことになる危険もある。そういう意味からいって、私はむしろきつちりしたものにしておいてもらふねと、こういうものをあいまいにしておくといいことは、特に今度は関心のある法案であるだけに、われ

われこれに賛意を表そうとする場合に、はつきりしたものを問うておかなければならぬ、こう思うのです。まあ何もさしおしする必要はないといふようなあいまいなお考えであれば、こゝういふ臨時行政調査会などというものを別に作らぬでもいいといふようなことにはなるのです。やる以上は、国会を尊重するようなところを閣議決定しなければならぬといふならば、その前のおつてきつちりとしたものにしておけばいいじゃないですか。

○野木政府委員 国民に直接義務を課し、権利を制約するといふものにつきましては、さしおし書く必要がございませうが、こういう機関につきましては、ことにこのようなことが、現にこの委員会でも十分その趣旨が明らかになつておいて、そういう趣旨をも機関の方に十分反映するのでありますから、この点は、原案作成者の立場といたしましては、この程度で十分目的は達せられるのではないかと。しかも、これは国会の議論も反映されますからという趣旨が、原案作成者の立場でございませう。

○受田委員 それは、あなたの方ではそれで了解されるでしょうが、私自身にはいかなのです。よくそれを確かめておきたいと思つてお尋ねしたわけです。政府案を承知する場合には、十分検討を尽くしていかなければならぬ問題なんです。まああなたの御意図は一応わかりましたし、法制局としての御見解も、今御表明していただいたわけです。それで、もうあとは要点を一、二でとどめます。

この臨時行政調査会ができてくる間は、行政審議会がストップするわけですね。

○川島国務大臣 ストップするのではありません。現在任期が切れまして、任命になつておりませんが、これも、適当な機会に任命して、行政審議会としては個々の問題を審議してもらつて、こう考へておられます。

○受田委員 そうしますと、行政審議会は、別にここでほかの問題についてやるわけですね。ところがその行政審議会がやる仕事は、この第二項一項の規定でやる部分以外は、従前通りということですか。

○山口(西)政府委員 これは、権限的には重複している部分がございます。しかし実際の仕事は、そのうちで取り上げるものは、その権限内のもを全部やるということ、これは事実上不可能でございますから、現実に調査会が取り上げることが適当であるとして、行政審議会の方ではやらないというこゝたにいたしておる次第であります。ただ行政審議会の方は、今度の調査会でできない部分や、やらない部分があるわけですね。それは、監察の結果の審査というふうなものもございませうので、そういうものは、これは臨時出で参りました、そういうものを処理するために、審査会をやらなければならぬ、かように考へておられます。

○受田委員 ところが第二項の一項の中で、臨時行政調査会が審議するものはつきりしている部分ということになれば、法律の規定で行政制度一般に関する基本的事項といふような問題は、大体もう臨時行政調査会がやるの

なわけでございます。決して御趣旨を否定している趣旨ではございません。○受田委員 そうなりますと、二条三項において、報告するに、内閣総理大臣に申し出なければならぬ。その方をやつておいて、そして、それを尊重するといふならいいが、「申し出ることができる。」その申し出ることができぬのを尊重するのでございませう。申し出なくてもいいというこゝたになりますから。第二条第三項の分は、内閣総理大臣に申し出なければならぬと、そこで規定しておいていいじゃないですか。

○野木政府委員 この調査会は、普通の調査会と違って格別が高い、非常に高い識見を持った人をもつて構成されるのでありますから、何もさしおし、しなければならぬというふうな縛らなかつたつて、権能として「ことごとく。」と規定しておけば、おのずからそこに、重要なものについては、この法律全体の趣旨から申しまして運用上十分達せられるのではないかと。何もさしおし、しなければならぬとまで押しつけるほどのことでもないのじゃないか、そういうような考え方でありませう。

○受田委員 議論はよみますが、さしおしとか、良識の人だからということまでやられると、とんでもない人員整理みたいなのをやる危険もある。これは、委員の顔ぶれなんかによつても、やつてしまふことになる危険もある。そういう意味からいって、私はむしろきつちりしたものにしておいてもらふねと、こういうものをあいまいにしておくといいことは、特に今度は関心のある法案であるだけに、われ

われこれに賛意を表そうとする場合に、はつきりしたものを問うておかなければならぬ、こう思うのです。まあ何もさしおしする必要はないといふようなあいまいなお考えであれば、こゝういふ臨時行政調査会などというものを別に作らぬでもいいといふようなことにはなるのです。やる以上は、国会を尊重するようなところを閣議決定しなければならぬといふならば、その前のおつてきつちりとしたものにしておけばいいじゃないですか。

○野木政府委員 国民に直接義務を課し、権利を制約するといふものにつきましては、さしおし書く必要がございませうが、こういう機関につきましては、ことにこのようなことが、現にこの委員会でも十分その趣旨が明らかになつておいて、そういう趣旨をも機関の方に十分反映するのでありますから、この点は、原案作成者の立場といたしましては、この程度で十分目的は達せられるのではないかと。しかも、これは国会の議論も反映されますからという趣旨が、原案作成者の立場でございませう。

○受田委員 それは、あなたの方ではそれで了解されるでしょうが、私自身にはいかなのです。よくそれを確かめておきたいと思つてお尋ねしたわけです。政府案を承知する場合には、十分検討を尽くしていかなければならぬ問題なんです。まああなたの御意図は一応わかりましたし、法制局としての御見解も、今御表明していただいたわけです。それで、もうあとは要点を一、二でとどめます。

この臨時行政調査会ができてくる間は、行政審議会がストップするわけですね。

○川島国務大臣 ストップするのではありません。現在任期が切れまして、任命になつておりませんが、これも、適当な機会に任命して、行政審議会としては個々の問題を審議してもらつて、こう考へておられます。

○受田委員 そうしますと、行政審議会は、別にここでほかの問題についてやるわけですね。ところがその行政審議会がやる仕事は、この第二項一項の規定でやる部分以外は、従前通りということですか。

○山口(西)政府委員 これは、権限的には重複している部分がございます。しかし実際の仕事は、そのうちで取り上げるものは、その権限内のもを全部やるということ、これは事実上不可能でございますから、現実に調査会が取り上げることが適当であるとして、行政審議会の方ではやらないというこゝたにいたしておる次第であります。ただ行政審議会の方は、今度の調査会でできない部分や、やらない部分があるわけですね。それは、監察の結果の審査というふうなものもございませうので、そういうものは、これは臨時出で参りました、そういうものを処理するために、審査会をやらなければならぬ、かように考へておられます。

○受田委員 ところが第二項の一項の中で、臨時行政調査会が審議するものはつきりしている部分ということになれば、法律の規定で行政制度一般に関する基本的事項といふような問題は、大体もう臨時行政調査会がやるの

です。行政審議会がやる仕事はないじやないですか。

○山口(西)政府委員 現実に行政制度一般の中でも、非常に基本的な問題で、非常に重要な問題というふうなものは、おそらく今度は行政調査会の方で審議されることになりま。その他随時行政管理局の分掌事項につきまして、いろいろと常時問題が起つて参ります。そういう個々の問題で、行政調査会の方で調査していい、またできない、時間的あるいはボリュウムからいって、行政審議会の方で審議をしていただく、このように考えておられます。

○受田委員 今局長さんのお言葉の中に「おそれなく」というような言葉が出たわけなんです。これは非常にいい言葉だと思つて、提案された責任者のあなたが「おそれなく」というような言葉でこれを御説明になるとすると、臨時行政調査会の任務と行政審議会の任務とが混同する危険がある。はつきり臨時行政調査会のやる仕事はこれだと示している法律ができてはいるはずなんです。その法律に規定したものは行政審議会がやらない。こういうことは「おそれなく」でなくて、はつきりしているはずなんです。はつきりして下さい。

○山口(西)政府委員 これは、この法律の附則で明記しておりますように、行政審議会には、行政調査会で審議することを適当とするものについては諮問しないということになります。これが現実には動く場合には、行政審議会の方は諮問によつて動くわけなんです。行政調査会の方は、この権限の中

で、つまり行政調査会自身が重要なものであると考えたものにつきまして、積極的にみずから調査をして、意見を述べることになっておられます。で、今政府側の方で、これこれと非常に限定していることはできないわけでございます。この法律の趣旨に従つて、調査会がみずから判断をして基本問題の審査をする。従つて、片方行政審議会の方は、諮問という形をもとにしておりまして、その諮問によつて動くわけですから、その際に、行政調査会の方で取り上げておる問題は、はずすということに分けようということになっておられます。

○受田委員 どうもあいまいな点があるのです。はつきりしてもらいたい。つまり臨時行政調査会というのは、どの仕事をやるためにできたか。それがやる部分以外のものを行政審議会がやる、はつきり区別ができておると思つて、新しい調査会が今からやることを考えていくというふうなあいまいなことなんです。

○山口(西)政府委員 あいまいということではございません。分掌事項として、法律でははつきり書いてあるわけでございますから、ただその内容をさらにこまかくしていくと、どの程度がはつきりした問題か、どの程度が抽象的かということになって参ります。一応法案に書く分掌事項としては、相当抽象的にならざるを得ないわけなんです。しかしこういう調査会というものは、内容を非常に明確にしてしまふということ、細部まで明確にしてしまふということ、おそれる適当ではないと思つて、ここに書いておきます程度に書くにいたしました。そ

して、こういう抽象的なワクになりまして、抽象的には、お話しのように、行政調査会と重複する部分がございます。すから、それで、その部分につきましては、具体的に諮問をする場合には、従つて、こういう考え方でございます。従つて、行政審議会については、いつも具体的な諮問を出しておるわけなんです。ですから、運用上非常に不明確になるというのではないと思つて。

○受田委員 局長さんのお話によると、臨時行政調査会ができて、そこでどういふことをやるかというのを調査会できめる。それに漏れたものを、今度行政審議会に回す、こういうことになるわけですね。

○山口(西)政府委員 調査会は、自分でやることを自分でできるといふことも、それは法律でも分掌事項を書いておられます。第二条にありまして、所掌事務をやるわけでありまして、自分で何でもできるというわけではございません。その範囲内でございます。

○受田委員 所掌事務をやるなら、所掌事務がはつきりしておるわけなんです。その所掌事務以外には行政審議会に回すという後の規定ではつきりする。所掌事務がどれであるかというところは、調査会ができて、調査会の第一回の会合くらいで、自分たちは法律の趣旨によつてこういうことをやるという具体的な細目がきまるわけですか。

○山口(西)政府委員 所掌事務は、ある程度抽象的にならざるを得ませんので、すべて行政組織の所掌事務というものは、抽象的に書いておられます。それを、現実には三カ年間で取り上げていくのは、その中できまってくるわけなんです。それは、一応いろいろ予想はいた

しておられます。しかし、こういう分掌事項を、法律できめられたその範囲内で、これが重要であるということ、調査会自身が考えられる部分は当然あるわけなんです。抽象的な所掌事務からいいますと、行政審議会とは一部重複いたします。ですから、両方で同じようなことを取り上げることがないようになつて、行政審議会の方につきましては、附則のような規定を置いてあるわけなんです。

○川島國務大臣 事務的の解釈は局長から申し上げた通りであります。政治的に申し上げますと、今度の調査会は、行政全般についての根本的の体質改善をやる調査をお願いするわけでありまして、行政審議会は、個々の問題を取り上げて従来も審査をしてきましたし、また今後ともするつもりであります。おのずから目的は違ひます。しかし、先ほども申しました通り、あるいは重複する点があるかもしれない。しかしその問題は、その問題にぶつかつたときに、いずれにかけるかということ、これをきめなければ、根本においては全く趣旨が違ひるのであります。たとえば行政監査の結果は、従来も審議会にかけておられますが、こういうものは、調査会がタッチする範囲ではございません。調査会は、あくまでも行政機構の根本問題を検討してもらつて、こういうことでもありますから、審議会とは全く別個の関係にある、そういうふうな、一つ政治的に御考慮願ひたいと思つて。

○受田委員 政治的に御心得願ひたいと言われても、私これはちよつと疑義が残つておるが、質問時間も限られておられますから……。これは大事なこ

なんでしょう。こういう機関ができるには、その機関の任務が何であるかをはつきりしておかぬと、あとから、個々に重なる面があれば、それをはずすとかいふようなことでスタートされたのでは、こういう機関の責任は果たされないわけなんです。それを、ちゃんと法律を出された、こういうことは、政府みずからが所掌事務をはつきり分離してやらざるべきじゃないかと思つて、あとから調査会ができてしまつて、あとから調査会が何をやるかきめて、それからはずれたものを行政審議会がやる、こういう任務のあいまいなものがあるにありませんか。法制局長さん、ほかにそういう法律がありますか。

○野木政府委員 実はこの点も、立案の過程において、問題になりました。で、本法案の第二条一項の、この調査会の所掌事務を規定した規定と、行政管理局設置法七条の、御質問の行政審議会のいわゆる所掌事務を規定した規定の字句をずつと対照して見ますと、行政管理局設置法七条の行政審議会の改善を図ることを目的として、行政制度及び行政運営に関する重要事項並びに監察の結果に基く重要な報告事項を調査審議する。こういうことになっておられます。「並びに監察の結果に基く重要な報告事項を調査審議する。」という点は、字句の上でも別立ってなつておるようでありまして、その前段の「国の行政の改善を図ることを目的として、行政制度及び行政運営に関する重要事項」という点は、言葉のすみずみまで言いますと、多少表現は違ひますが、ちよつとこちらで見まし

ても、「行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。」というのと字句の上で重複する点もあり得る。ただ目的が、こちらの方は明らかに「行政の国民に対する奉仕の向上を図るため、行政の実態に全般的な検討を加え」とはつきりうたいま

とらなくても、行政審議会の諮問を限すれば、実際の運用で目的を達するであろう。しかも、こっちは時限法であつて、こっちは長期法でありますから、七条の方は、本法の附則二項の、行政管理局設置法に「附則第三項の次に次の一項を加える。」この条文のような方法で、実際の運用面において、重複審議というものは避けられるのではないかと。そういうことで、そういう方法をとつたのであります。

○受田委員 どうも法制局の御説明もよくわからない。川島大臣、あなたの方は、行政の簡素化を提唱されておるときに、こういう特別のものを作るといふので、行管みずから提案されるにはよほど勇気が要する。みずからが機構複雑で、しかも今の権限問題においても、調査会と審議会の権限関係においても重複するところが見えるような規定は、われわれとしても納得できないところだ。調査会の最初の会合で、われわれは何をやらうということをお調査会に一任したようにこれで見えるのです。ちゃんと法律の中に、調査会と行政審議会のやする任務が、それぞれ別個にはつきりとしてあればいいのです。共同管理という問題をなるべく整理して、責任の主体を明らかにしようという大臣の御趣旨からいって、この二つの法律がどこかばけておるような印象があるということ、共管をみずからなされるような危険がある。そのうなれば、行政審議会というものは、なるほど法制局の部長さんが、今度の法律案には全面的というのがあるというところをおっしゃるけれども、しかし行政審議会には「行政制度及び行政運

営に関する重要事項」とあるのですから、全面的なものも重要事項の中に入るのでないですか。その面が全面的と書いてあるから、行政制度運営の全面が入らないとは言えないでしょう。全面も、基本的事項とあるのだから、行政審議会と違ふのだという法制局長の御説明はいまいな。重要事項とうたつてあれば、全面の事項が入るので。重要事項から全面を省くとは書いてないのですからそういう意味で、法律案の文章をお出しになるときは、もつと法制局にしても、そういう点で、どうも私は今の御答弁は納得できないところがあるのです。全面と書いてあるけれども違ふのだとおっしゃる、こういうのはほんとうに言葉のあやです。重要事項の中に全面は入るんですよ。そういうことで、これが違ふのだ、所管事項は違ふのだという説明にはならぬと思う。これは、言葉の使用方法が間違つておると思う。これは大事な問題ですよ。法律案そのものに關係する重要な問題です。今度の臨時行政調査会は何をやらんとするかというところを、最初の会合、二番目の会合でお互いに委員が相談してきめられるような形では、非常にまずい。行管がお出しになる法案としては、最初からはつきりと、臨時行政調査会の任務はこれだ、ここのだけだ、その他の部分は次の規定にあるように、諮問しない

と書いてある部分を除いた諮問する部分、行政審議会のやする仕事とはつきりうたつておいてもらわぬと、法律事項というものは、明瞭にせなければいかに。政治的なことで法律事項を片づけるべきじゃないというのです。私はもう議論をしません。これは、行政

管理庁のなされる法案ですけれども、法制局もちょっと疑義を抱かれながら御答弁しておられるように見られます。しかし、御反省があるということでありまして、事ここに至つておるので、これ以上追及しませんが、この問題は大事なんです。

時間が追つて参りましたから、その他の問題は、同僚議員各位が懇切丁寧にお尋ねしておられる問題ですから、省きますが、ただここで一つはつきりと割り切つていただきたいことは、川島長官は党内の最有力者のトップと申し上げてもいい。お人柄から言つて、あなたがトップです。その点で、あなたには信頼申し上げるのですが、行政の運営において汚職や疑獄がどんどん発生して、責任の所在がどこか、判別のつき方がはつきりしないために、それが責任者か、だれが最後に責任を負うか、きわめて不明瞭になつておるのです。こういうことでは、国民全体の奉仕者としての行政事務というものは行なわれない。制度の裏には、運営面においては、そういうきちんとした運営がされなければいけない。公務員が信頼されるためには、責任の所在をどうするかということが、この調査会の重大な責任じゃないか。汚職をやつたときに、だれが最終責任を持つかごまかされておる。民間の責任の所在よりもつとばけてきておられますね。大臣にしても、国家公務員法第百三条の、一般の公務員は、退職して二年間は営利を目的とした会社の役員となるとか職員になることはできないと、規定がきちんとしてあるのですし、国務大臣の兼職禁止規定——国務大臣はやはり行政の責任者ですからね。そういうこと

をはつきりと割り切つて、国家公務員である行政の責任者は、責任の所在はどこにあるか、上は大臣みずから責任をたれるという意味で、慣例としては、今兼職をおやめになつておられるのですが、大臣みずからが範をたれ、また下級職員にも責任の所在を明らかにして、国民の信頼を裏切るような汚職その他が起る事件が起らぬように、行政機関が全面的に信頼されるような形を、清潔明朗なあなたが大臣の間にしつかりとやつていただきたい。そして、きょうはあなたがお人柄で、これは点をかせぐ結果になると私は思うのであります。われわれがかりに賛成をするとしても、実はあなたの人間的な実力を期待している部分が幾分プラスされておることをあなたは自覚されて、大臣在任中は短かいけれども長くないときおっしゃつたが、在任を長くしてもらつて、あなたが在任中に、この間からの御答弁で何つておるような点で、ぜひ堂々と勇氣を持つて大いにやつてほしい。そして公務員全般も、安心してその仕事に精励できるように、行政整理などの危険がなく、時間が浮いたら勤務時間を減らす、山内君から指摘されたように、勤務時間を減らすような努力をするとか、いろいろな工夫をしていただいて、一つこの仕事がついにでき上がるように御希望申し上げたい。

きょうは、統計事務などについてもお尋ねしたかつたし、その他いろいろな關係の規定を調べておつたのですが、委員長からも、また同僚各位からも御希望がありますので、質問を終わります。

きょうは、統計事務などについてもお尋ねしたかつたし、その他いろいろな關係の規定を調べておつたのですが、委員長からも、また同僚各位からも御希望がありますので、質問を終わります。

きょうは、統計事務などについてもお尋ねしたかつたし、その他いろいろな關係の規定を調べておつたのですが、委員長からも、また同僚各位からも御希望がありますので、質問を終わります。

きょうは、統計事務などについてもお尋ねしたかつたし、その他いろいろな關係の規定を調べておつたのですが、委員長からも、また同僚各位からも御希望がありますので、質問を終わります。

きょうは、統計事務などについてもお尋ねしたかつたし、その他いろいろな關係の規定を調べておつたのですが、委員長からも、また同僚各位からも御希望がありますので、質問を終わります。

○川島國務大臣 いろいろ御激励、ありがとうございました。私がこの調査会に期待していることは、第一は、行政の総合的調整の問題、言いかえればセクト主義を排除するにはどうしたらいいかという問題、第二は、責任体制を確立する問題、この二つを期待しているわけであります。従って公務員のことを調査してもらうわけではない。また諮問する場合にも、こういう点を諮問したい、こう考えております。

それから先ほど来御質問なり御意見なりの第三条の問題であります。尊重ということを書いてあるが、これは言うまでもなく第二条の一項、二項に對することであります。第二項の方は、調査会が内閣総理大臣に意見を述べた場合、諮問に答えた場合、これを尊重すると書いてあります。第三項の方は、国会に報告するように申した場合は、これも尊重する。尊重は両方にかかっているわけであります。国会に關する場合だけではないのであります。尊重という意味を、内閣総理大臣が調査会から報告を受けたときには、国会に報告するのだ、こういうふうにお受け取り願っていいということを、この機会にはつきり申し上げて御了解願いたいのであります。

○山口(西)政府委員 この際先ほどの石山委員の御質問に対する御答弁を補足させていただきます。

行政調査会が、公務員の身分上の制度について触れることがあるだろうというお話でございます。これは事実問題といたしましては、関連してそういう議論が出ることは考えられるわけであります。その場合には、公務員の身分の保護者という立場であります人事

院と協議いたしましたして、その措置を考
えたいと思ひます。

○中島委員長 本案に対する質疑は、
これにて終局いたしました。

次会は公報をもつてお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後一時三十九分散会

昭和三十六年十月三十一日印刷

昭和三十六年十一月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局